

西東京市教育計画

令和6年度～令和10年度



はじめに

西東京市教育委員会では、平成 31 年 3 月に計画期間を 5 年とする西東京市教育計画を策定し、教育行政を推進してまいりました。

これまで基本方針に基づく方向や施策について、計画期間の各年度において主要施策を定めるとともに、主要事務事業について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に定める「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施する際の評価対象事業として評価し、西東京市教育計画に掲げる各事業を着実に進めてまいりました。

前計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際社会情勢の不安定化や令和 6 年能登半島地震の発生など、予測困難な事態が発生し、教育の分野でも課題が浮き彫りになるとともに、学びの変容がもたらされました。

また、少子化・人口減少、グローバル化の進展、いじめ、不登校、虐待等の増加など、社会や教育現場を取り巻く環境が変化する中、教育の果たす役割はますます重要となっております。

本計画の策定にあたりましては、こうした社会全体の新たな潮流を念頭に、市民意識調査、ヒアリング調査、ワークショップなどにより市民ニーズを把握したうえで、教育計画策定懇談会において、議論・検討いただきました。

本計画は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い教育目標を掲げ、4 つの基本方針と 15 の教育政策の方向、施策、取組事業をお示ししております。

また、本市では、令和 4 年 2 月に脱炭素社会の実現に向け「ゼロカーボンシティ宣言」をしており、教育の分野においてもスマートインフラとして DX を積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な取組が求められているため、「教育 DX の推進」を本計画の全施策に渡る横断的な視点として位置付けました。

本市のこれからの教育を展望したとき、未来を担う子どもたち一人ひとりが豊かで幸せな人生を送れるように、また、地域や社会の持続的な発展に向けて、教育が果たす役割は大変重要であり、本計画を着実に推進することで、子どもたちが未来に希望をもてるよう邁進してまいりたいと考えております。

結びに、2 年にわたり本計画の策定にご尽力を賜りました西東京市教育計画策定懇談会委員並びにヒアリング過程において貴重なご意見を賜りました市民の皆様、市立小・中学校の児童・生徒の皆様、関係団体の皆様、関係機関の皆様に、この場をお借りして心より深謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

西東京市教育委員会
教育長 木村 俊二

目次

第1章 西東京市教育計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 国・東京都の動向・方向性との整合.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度） の取組成果及び今後の方向性	19
基本方針1 子どもの「生きる力」の育成に向けて.....	19
基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて.....	21
基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて.....	22
基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて....	24
第3章 西東京市教育計画の方向性	26
1 教育目標と計画の基本方針.....	26
2 計画の基本方針.....	27
3 計画の体系.....	28
4 施策推進の横断的な視点.....	30
5 「SDGs（持続可能な開発目標）」との関連.....	30
第4章 施策・事業の展開	31
基本方針1 子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて.....	31
方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成.....	31
方向2 豊かな心の育成.....	38
方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進.....	44
基本方針2 子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて	47
方向1 一人ひとりを大切にする教育の推進.....	47
方向2 相談・支援の充実.....	54
方向3 学校における教育支援体制の充実.....	58
方向4 多様なニーズに応じた教育の推進.....	61
基本方針3 学校・家庭・地域で「ともに育む」教育環境の充実に向けて.....	63
方向1 地域とともにある学校づくり.....	63
方向2 学校・家庭・地域との連携・協働による地域の教育力の向上.....	67

方向3	学校経営改革の推進.....	72
方向4	時代の変化に対応した学習環境等の整備.....	76
基本方針4	多様な「学び」と「つながり」を通じた生涯学習の推進に向けて....	82
方向1	誰もが学習に参加できる機会の充実.....	82
方向2	多様な「学び」をつなぐ生涯学習の振興.....	88
方向3	「学び」が実践できる地域の学習資源の活用.....	91
方向4	「学び」を通じた地域づくりの推進.....	97

第5章 計画の推進に向けて..... 100

1	計画を推進させるシステム.....	100
2	社会状況の変化に柔軟に対応する組織間連携.....	100
3	計画の進捗確認指標.....	101

資料編 103

1	用語解説.....	103
2	西東京市教育計画策定懇談会等開催経過.....	110
3	西東京市教育計画策定懇談会委員名簿.....	112
4	西東京市教育計画策定懇談会設置要綱.....	113

1 計画策定の背景と目的

西東京市教育委員会は、平成 31 年 3 月に西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）を策定し、教育施策の推進に取り組んできました。

学校教育では、「超スマート社会（Society 5.0）」の到来を背景に、全ての子どもたちが自ら未来を切り拓いていくために、知識や情報、技術を活用する力、人間関係を形成する力、自立的に行動する力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

社会教育では、何歳からでも学び直しができること、地域とのつながりを持ち活躍できる場所があることが重要であり、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の仕組みづくりが求められています。

さらに、持続可能な開発目標（SDGs）をはじめとした国際的な取組も広がり、国は平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進しています。

このような流れの中、西東京市教育委員会においては、平成 31 年に策定した西東京市教育計画について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき毎年度実施している、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検・評価や令和 4 年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査などを活用して、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間の計画期間とした新たな教育計画（以下、「本計画」と表記します。）を策定します。

2 国・東京都の動向・方向性との整合

(1) 第4期教育振興基本計画（国）

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字※を取って「VUCA」の時代とも言われています。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。新たな教育振興基本計画では、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）※の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話が示されました。（令和5年6月16日閣議決定）

※Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）

※デジタルトランスフォーメーション（DX）：IT（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務のあり方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、又はそうした取組のこと。

(2) 東京都教育ビジョン（東京都）

東京都は、教育ビジョンにおいて、学校、家庭、地域、社会が連携して、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」を推進することにより、「未来の東京に生きる子供の姿」の実現を目指しています。具体的には、自ら未来を切り拓く力の育成、誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実、子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化を3本の柱として設定し、特に、教育のインクルージョンの推進、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容を強化しています。

(3) 東京都教育施策大綱（東京都）

令和3年3月に、今後の東京の教育施策の基本的な方針を示す、新たな「東京都教育施策大綱」が策定されました。これまでの「東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」の考え方や様々な取組による改革の流れを受け継ぎながら、いま直面している危機を乗り越え、明るい未来を切り拓くため、新しい時代の教育を目指しています。

*教育に関する国・東京都の制度や計画の動向等については、上記以外に各種ありますが、本計画策定で計画の根本や基本的な部分として整合を図るべき計画等を掲載しました。

3 計画の期間

(1) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。

(2) 計画の性格

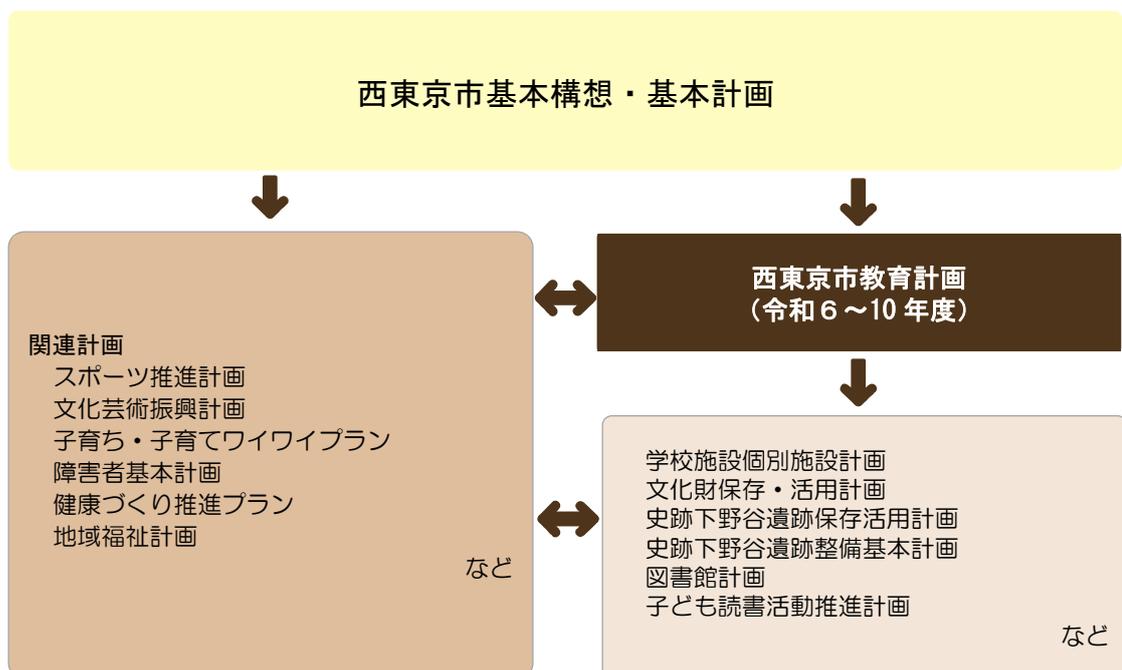
本計画は、「教育基本法」第17条第2項に規定する「当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けるものであり、本市において、令和6年度からの5年間を中心に取り組むべき基本的な方向性と主な施策を示すものです。

また、本計画は、国や東京都の動向、本市を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、さらに、平成31(2019)年度から2023年度までを期間とする教育計画の内容について、一定の成果が得られた取組事業について整理し、今後の本市における教育全体の向上及び活性化を目指すものです。

(3) 他計画との関係

本計画は、西東京市基本構想・基本計画に基づき、スポーツ推進計画、文化芸術振興計画、子育て・子育てワイワイプランなどの関連計画とも整合を図りながら施策を推進するものです。

計画の位置付け



4 計画の策定体制

(1) 西東京市教育計画策定懇談会開催の経過

開催日	回数	主な検討内容等
令和4年 7月15日	第1回	<ul style="list-style-type: none">・西東京市教育計画策定の趣旨等について・西東京市教育計画策定のスケジュール・教育行政に関する国及び東京都、西東京市の動向
令和4年 8月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none">・計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について・計画策定におけるヒアリング調査の実施について
令和4年 10月20日	第3回	<ul style="list-style-type: none">・西東京市の教育について（点検評価報告書による取組の報告）・計画策定におけるヒアリング調査の実施について・計画策定におけるワークショップの実施について
令和5年 1月23日	第4回	<ul style="list-style-type: none">・計画策定におけるアンケートの単純集計（速報）について・計画策定におけるヒアリング調査の実施状況（中間）について・次期西東京市教育計画に向けた重点項目について
令和5年 2月13日	第5回	<ul style="list-style-type: none">・西東京市教育計画（令和6～10年度）の体系・骨子（案）について
令和5年 5月12日	第6回	<ul style="list-style-type: none">・各種調査等実施報告について・次期教育計画の体系・骨子（案）について
令和5年 6月23日	第7回	<ul style="list-style-type: none">・次期教育計画の体系について
令和5年 7月24日	第8回	<ul style="list-style-type: none">・次期教育計画の体系について・次期教育計画素案（第1章～第3章）について
令和5年 8月25日	第9回	<ul style="list-style-type: none">・次期教育計画の想定される施策と取組事業について
令和5年 10月10日	第10回	<ul style="list-style-type: none">・次期教育計画素案について・パブリックコメントについて
令和6年 1月29日	第11回	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントに係る報告について・次期教育計画案について

(2) アンケート調査結果の概要

① 調査の目的

計画策定の基礎資料として活用するため、市民の教育に関する考えや意見を聞くアンケート調査（本計画では、「アンケート調査」と表記します。）を実施しました。調査結果の詳細は「西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書」としてまとめています。

② 調査対象

- 小学生調査 : 全市立小学校の4年生及び6年生（各学年1クラス）
- 中学生調査 : 全市立中学校の2年生（学校規模に応じて3～4クラス）
- 青少年調査 : 市内にお住まいの平成14年9月3日～平成19年4月1日生まれの方
- 一般市民調査 : 市内にお住まいの20歳以上の方
- 教員調査 : 市立学校に勤務する教職員

③ 調査期間

令和4年11月4日（金）から22日（火）まで

※なお、教員調査のみ、令和4年12月12日（月）から令和5年1月11日（水）まで実施

④ 調査方法

- 小学生・中学生調査 : 学校を通じて一斉配布・一斉回収
- 青少年・一般市民調査 : 郵送配付・郵送回収及びインターネット回答
- 教員調査 : 学校を通じて配布・回収及びインターネット回答

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率	回収数
小学生調査	1,214通	1,168通	96.2%	1,169通
中学生調査	1,130通	1,021通	90.4%	1,021通
青少年調査	400通	104通	26.0%	1,314通
一般市民調査	3,000通	1,209通	40.3%	
教員調査	812通	639通	78.7%	639通

⑥ 主な調査結果 ※【 】内は、平成 29 年に実施した調査結果との比較

1 小学生・中学生調査

- ・ 学校を楽しいと思う割合は、小学生、中学生ともに約9割となっている。【小学生 3.8 ポイント減少、中学生 1.0 ポイント増加】
- ・ 学年が上がるにつれ、運動することが好きな割合が減少し、中学生では運動が好きではない生徒が約4人に1人となっている。【小学生 2.9 ポイント減少、中学生 1.9 ポイント減少】
- ・ 1ヶ月平均の本を読む量は、中学生の方が「0冊」の割合が高く、前回調査と比較して増加。【中学生 3.3 ポイント増加】
- ・ いやなことやつらいことがあったときに相談できる人がいる割合は、学年が高くなるにつれて高くなり、中学生では約9割であるが、小学生では減少。【小学生 3.3 ポイント減少】
- ・ 自分に自信のもてるところが「ある」と回答する割合は、学年が上がるにつれて減少し、中学生では自分に自信のもてるところが「ない」生徒が2割半ばを占めている。【「ある」と答えた割合：小学生 4.3 ポイント減少、中学生 4.6 ポイント増加】
- ・ 小学生、中学生ともに約2割は登下校時に何らかの危険な思いをしたことがあると回答している。【小学生 2.1 ポイント増加、中学生 0.4 ポイント増加】
- ・ タブレットを使った授業で良かったことは、小学生、中学生ともに「自分の興味や関心のあることを調べたり、学んだりする機会が増えた」が6割を超えている。
- ・ 小学生で地域の大人が自分たちを見守ってくれていると「感じる」割合は減少している。【小学生 2.8 ポイント減少】

2 青少年・一般市民調査

- ・ 生涯学習のイメージとして、生活を楽しむこと、趣味や教養を高めること、生きがいや充実させることが挙げられる。
- ・ 青少年、一般市民ともに、生涯学習が必要だと感じる割合は9割以上となっている。
- ・ 生涯学習を行うにあたって困っている点として、青少年では忙しくて時間がないことや費用がかかることが多い。一般市民では費用がかかることが最も多い。
- ・ 開催されている講座や施設がわからないという意見が増加している。【青少年 2.8 ポイント増加、一般市民 6.1 ポイント増加】

- ・ リカレント教育等の今後の学習活動について、青少年は今後学習してみたい、一般市民は学びたいが環境が整備されていないという意見が多い。
- ・ 気軽に学習に取り組める雰囲気をつくることが大切である。
- ・ 図書館の利用が減少し、利用したことがない割合が5割以上となっている。図書館サービスの認知度も低い。【利用について：青少年13.9ポイント減少、一般市民9.4ポイント減少】

3 教員調査

- ・ 今後、西東京市の公立学校教育で特に重点をおいて取り組む必要があるものとして「少人数学級」「老朽校舎の建替えや改修」「一人ひとりに応じた特別支援教育の充実」の割合が高くなっている。
- ・ 学校教育で子どもに教えることとして、重要だと思うこととして「自ら学び、考え、主体的に行動する力」の割合が最も高くなっている。
- ・ 教員が負担感を感じている業務として「調査・報告書作成」の割合が最も高く、多忙を解消するために必要なこととして「調査や事務関係の書類の提出を少なくする」「会議や研究会の効率化・スリム化を図る」の割合が高くなっている。

アンケート調査結果からみられる課題

- 学校を楽しいと思う気持ちについて、小学生で減少しています。学校を楽しいと思う気持ちから、学習意欲が生まれることから、これまで以上に体験活動の充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが必要です。
- 学年が上がるにつれ、運動することが好きな割合が減少しています。運動能力が高まるように、学校体育の授業の内容の充実を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに実践することができる場所や機会の確保も求められています。
- 中学生の読書離れが特に進んでいます。豊かな感性や想像力を身に付けることができるよう、子どもたちが本とふれあう環境を整え、自主的な読書活動につなげていくことが必要です。
- いやなことやつらいことがあったときに相談できる子どもの割合が、小学生で減少しています。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への適切な働きかけを行い、より支援を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。
- 小学生の自己肯定感が減少し、課題がみられます。一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識して自信をもって成長し、豊かな人生を切り拓くためにも、自尊感情や自己肯定感を向上させることが必要です。

- 小学生、中学生ともに登下校時に危険な思いをしたことがあるが増加しています。これまで以上に、子どもの登下校や放課後における安全確保を図るため、学校・地域が連携・協力して、子どもの見守り体制を構築していくことが必要です。
- 小学生、中学生ともにタブレットを使った授業で、自分の興味や関心のあることを調べたり、学んだりする機会が増えたと6割以上の子どもたちが回答しています。引き続き、ICT環境の整備を進め、情報活用能力とともに、情報モラル、情報リテラシーを育成することが必要です。
- 青少年、一般市民ともに、生涯学習が必要だと9割以上の方が感じています。誰もが、いつでも、生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、社会の変化に応じた学習機会の充実が必要です。
- 生涯学習を行うにあたって困っていることとして、忙しくて時間がないことが挙げられています。オンラインを活用した講座やデジタル化された資料の活用など、時間や場所にとらわれない学びを推進していくことが必要です。
- リカレント教育等の今後の学習活動について、青少年は今後学習してみたい、一般市民は学びたいが環境が整備されていないと回答しています。人生100年時代を見据えたりカレント教育（学び直し）の推進に向け、図書館において、より専門的な学びにつなげるための学習機会や情報提供を行うなど、市民のキャリア形成に資する取組を進めていくことが必要です。
- 図書館の利用の減少や図書館サービスの認知度も低くなっています。図書館事業については、若い世代に対して、紙媒体での情報提供だけでなく、インターネットなどを活用していくことが求められています。
- 教員調査において、公立学校教育では、主体的な学びを実現することが重要という意見が多くなっています。また、今日の多様化・高度化する学校教育への要請に応えるために、安全・安心に配慮した教育施設を整備する必要があります。あわせて教員の負担を軽減する取組を強化していくことが必要です。

(3) ヒアリング調査結果の概要

① 調査の目的

アンケート調査の結果を踏まえ、本市における教育の現状と課題を把握するために、市内の教育関連施設・団体に対してヒアリング調査を実施しました。調査結果の詳細は「西東京市教育計画策定のためのヒアリング調査報告書」としてまとめています。

② 調査対象

令和4年12月から令和5年3月にかけて、以下の施設・団体を対象に実施しました。なお、調査の実施に当たっては、事前にヒアリングシートの記入を依頼し、必要に応じて内容の聞き取りを行いました。

施設・団体名	対象	方法
1 社会教育に関する施設・団体		
(1) 公民館	利用者	ヒアリング当日に活動している団体に対して対面による聞き取りを実施。
(2) 学校施設開放運営協議会	会長 管理者	協議会の会長や管理者に対してヒアリングシートを配布し実施。
2 教育に関する施設・団体		
(1) 幼稚園	教員	私立幼稚園の教員に対して対面による聞き取りを実施。
(2) コミュニティ・スクール (学校運営協議会)・学校応援団	学校運営協議会委員等	学校運営協議会(会長・地域学校協働活動推進員)に対してヒアリングシートを配布し実施。
(3) 不登校支援に関する機関・団体	支援者等	不登校支援をしている方に対してヒアリングシートを配布し実施。
3 子育て・子育て支援に関する施設・団体		
(1) PTA・保護者の会	会長等	小学校及び中学校の会長等に対してヒアリングシートを配布し実施。
(2) 青少年育成会	会長等	会長等に対してヒアリングシートを配布し実施。
(3) 放課後カフェ	実施者	代表者に対してヒアリングシートを配布し実施。

施設・団体名	対象	方法
(4) 児童館・児童センター	職員	館長に対してヒアリングシートを配布し実施。
	利用者	当日来館している子どもに対して対面による聞き取りを実施。
(5) 学童クラブ	職員	指導員に対してヒアリングシートを配布し実施。
(6) 保育園	保育士	市立保育園の保育士に対してヒアリングシートを配布し実施。
(7) 図書館のおはなし会を実施している団体	実施者	代表者に対してヒアリングシートを配布し実施。
(8) 子ども食堂を運営している方	代表者	代表者に対してヒアリングシートを配布し実施。
4 特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所		
(1) NPO法人西東京市多文化共生センター（NIMIC）子ども日本語教室	職員	職員に対してヒアリングシートを配布し実施。
(2) 就労継続支援事業所・就労移行支援事業所	職員	職員に対して対面による聞き取りを実施。
(3) 障害がある子どもの保護者団体	会長等	会長等に対して対面による聞き取りを実施。
5 その他		
青少年世代の方 (おおむね16歳から20歳までの方)	対象者	成人式実行委員会に対してヒアリングシートを配布し実施。児童センターの利用者（16歳から18歳）に対して対面による聞き取りを実施。

③ 主な調査結果

ア 社会教育に関する施設・団体

(a) 子どもの印象について

- ・ 行事や施設開放への参加人数が少なくなっている。
- ・ 自主的な行動、想像力が低下している一方で、子どもたちの身体スキルなどの上達は早いと感じる。

(b) 社会教育施設について

- ・ 本市の公民館は職員配置や機能が充実しており、利用団体が多い。
- ・ 土日に事業を開催しているので、土日に保育室を使いたい。
- ・ 学校施設も有効活用したい。

(c) 今後取組が必要なことについて

- ・ 遊び場開放のサポーターの確保が課題。
- ・ 成人指導者の育成と増強が必要。
- ・ 子どもに関する情報共有が必要。
- ・ 先生方にも放課後の子どもの姿を覗いていただくことが望ましい。
- ・ 自分たちの持っている技術を地域へ伝えていきたい。
- ・ 運営協議会が安定したメンバーで活動できるかも課題の1つ。

イ 教育に関する施設・団体

(a) 子どもやその保護者に感じることについて

- ・ 経済的格差や多様化した家庭価値観が課題。
- ・ 同世代の子どもを持つ親同士の交流があればと思う。
- ・ 療育や特別支援教育の理解が必要。
- ・ 地域での子育て支援、外国籍の保護者の支援が必要。
- ・ 子どもたちは色々なことにチャレンジしてみたい気持ちを持っている。

(b) 子ども自ら身に付けること・支援が必要なことについて

- ・ コロナ禍での子どもたちの実体験不足、安心して遊べる場所の不足が課題。
- ・ 学校や教育委員会との連携・協働で子どもたちの居場所づくりが必要。
- ・ 一人ひとりと正面から向き合うことが必要。また、親自身も悩み、孤立しており、保護者支援にも力を注いでいくことが不可欠。

(c) 地域で必要なことについて

- ・ 現役世代（現在学校に通っている児童・生徒の保護者）の地域における活動を期待する。
- ・ 新たな地域人材を活動につなげ、コーディネーターの支援をしていくことが求められる。
- ・ 高齢者や地域人材の活用、母親のメンター作りが必要。

ウ 子育て・子育て支援に関する施設・団体

(a) 子どもやその保護者に感じることについて

- ・ アレルギーを持つ子が増えていると感じる。
- ・ 習い事が多く、余裕がなく忙しそうである。
- ・ 家庭との関わりは薄くなってしまっている。
- ・ 遊びを知らず、経験していないことも多い。
- ・ 子どもたちには「生きる力」と同時に「つよいところ」も育ててほしい。
- ・ 経済格差、教育格差の連鎖がより一層大きくなっているように感じる。
- ・ 見守ってくれる大人の存在を必要としている子どもたちがいる。

(b) 学校に期待することについて

- ・ 就学前施設と小学校との連携をさらに充実させていく。
- ・ 少人数クラスでの指導をもっと検討して欲しい。
- ・ 不登校児童・生徒への対応をもっと幅広く進めていってほしい。
- ・ 支援を必要としている子どもたちや家庭が孤立してしまうことのないよう、積極的な情報発信、一歩踏み込んだ支援の必要性を感じる。
- ・ コロナ禍のため、学校での読み聞かせの機会が減少していることもあり、語りによって物語を耳から聴く機会をもう少し増やしたい。
- ・ おはなし会に限らず図書館で行っていることの学校や家庭への周知。

(c) 学校・家庭・地域の連携について

- ・ もっと地域との関わり場を作り、子どもたちにも参加してもらえると良い。
- ・ 中高生の居場所が少ない。
- ・ 親でも先生でもない、いつでも相談ができる大人が傍にいると良い。

- ・ コミュニティ・スクールを活用し、教職員の負担を減らし、子どもたちに指導できる環境を作ることが望ましい。
- ・ 特別支援教室や通級などの指導を受けている生徒への偏見がまだあるように思う。
- ・ 誰もが一緒に学べる環境を整えることが、共生社会で生きていくための経験として必要ではないか。
- ・ 日常の関わりを通じて、顔の見える関係をつくる、深めることが必要。
- ・ 登下校の児童にとって危ない狭い道路があるように思う。

エ 特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所

(a) 学校に期待することについて

- ・ 必要な情報提供をして本人が後々困らないようにしていかなければならない。
- ・ 本人が一人でできる力、本人ができない時に支援を求めることができる力をつけるよう支援していくことが重要である。
- ・ 全教員が特別支援教育について理解する必要がある。
- ・ 共生社会実現のため、全ての児童・生徒が多様性や共生社会について理解を深めることのできる授業を増やして欲しい。
- ・ インクルーシブ教育の推進や副籍交流、通常の学級内での(補助)教員による学習指導などをより充実させてほしい。

(b) 地域づくりについて

- ・ 多様な背景を持つ人たちがお互いを認め合い、関わり合いながら住みやすい地域づくりをしていくこと。

オ その他

- ・ 障害者への理解が少ない（そもそも関わる機会が少ない）。
- ・ NPOやボランティアグループが多くあり、子ども食堂や防災活動を行っているイメージがある。
- ・ 学び続けることは社会人になっても成長することができる良い機会だと感じる。

ヒアリング調査結果からみられる課題

- 本市の公民館は、市民の学びの活動が盛んで、需要が高く、時間帯や曜日によって部屋の確保が困難となっています。そのため、他施設の活用も視野に入れ、市民主体の学びの継続について検討が必要です。
- 子どもやその保護者に感じることで、経済的な格差や多様化した家庭価値観があります。同世代の子どもを持つ親同士の交流や療育・特別支援教育の理解促進が必要です。また、コロナ禍も影響し、子どもたちの実体験不足や、安心して遊べる場所の不足が課題となっています。リアルとデジタルの融合による教育活動や体験活動の機会を充実していく必要があります。
- 地域で必要なこととして、新たな地域人材を活動につなげること、高齢者や地域人材の活用、母親のメンター作り等の意見がありました。学校や教育委員会との連携・協働で子どもたちの居場所づくりが必要であり、一人ひとりと正面から向き合うことが必要です。また、孤立しがちで悩みを抱える親もあり、親同士のつながりを育てる機会や、親子で共に喜びを分かち合える場を提供するなど、保護者支援にも力を注いでいくことが必要です。
- 子育て・子育て支援を行う団体や特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体等からは、共生社会実現のため、お互いに理解し、関わりあうことの大切さについて意見がありました。多様性や共生社会について理解を深めていくことが必要です。
- 学校に期待することについて、少人数クラスの導入や不登校児童・生徒への対応の充実などの意見がありました。学校・家庭・地域の連携・協働による組織的・継続的な仕組みの構築を進め、地域ぐるみで子どもたちがより良い環境で育てられる条件整備が必要です。また、経済格差や教育格差の問題、支援を必要とする子どもたちや家庭の孤立を防ぐための情報発信や支援の充実も必要です。

(4) 子どもワークショップの概要

① 目的

本市では、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的として、「西東京市子ども条例」を制定しました。また、次世代を担う子どもたちのため、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」も進めています。本計画策定を契機に、子どもたちの意見や想いを把握するために、市立小・中学校2校ずつ（計4校）で、子どもが自主的に意見を整理・発表するワークショップを実施しました。



子どもワークショップの様子

② 対象・内容

令和5年2月から3月にかけて、以下の学校を対象に実施しました。

実施日	学校名	対象
令和5年2月7日	東小学校	小学5年生 2クラス 59名
令和5年2月14日	柳沢中学校	中学1年生 3クラス 79名
令和5年2月16日	芝久保小学校	小学5年生 3クラス 74名
令和5年3月9日	田無第二中学校	中学1年生 4クラス 104名

ワークショップでは、5から6名程度のグループに分かれ、それぞれのグループで4つの設問に対する意見を出す形式をとりました。出された意見は、付箋に書いたワードを模造紙に貼って整理したのち、グループの代表が発表を行いました。

設問は、以下の4項目です（カッコ内が実際の設問文）。③については、未来の西東京市の学校・まちを表す「キーワード」を回答していただきました。また、④では、未来の西東京市の学校・まちを実現するために必要なことを「子どもたちの姿」「周りの大人の姿」「学校や先生の姿」に分けて考えていただきました。

設問①：西東京市の良いところ・誇れるところ（西東京市のココがいい！）

設問②：将来的な西東京市の状況（20年先、西東京市はどうなっているか？）

設問③：望ましい未来の西東京市の学校・まち

（西東京市の20年後にはこうなっていたい！！－1）

設問④：望ましい未来の西東京市の学校・まちを実現するために必要なこと

（西東京市の20年後にはこうなっていたい！！－2）

③ 主な意見

ア 設問①：西東京市の良いところ・誇れるところ

(a) 自然環境について

- ・公園に緑（植物）が多い。
- ・文理台公園や碧山森など、自然が豊かなところがたくさんある。

(b) 地域について

- ・地域の人たちは優しい！楽しいイベントを考えてくれている！

(c) 安全・安心について

- ・優しいボランティアで、小学生などの安全を見守ってくれている人がいる。

イ 設問②：20年先、西東京市はどうなっているか？

(a) 自然環境について

- ・地球温暖化が進む。
- ・自然の緑が少なくなる。
- ・ゴミが増える。
- ・環境破壊が進む。

(b) 最先端技術について

- ・タブレットを使った授業が増える。
- ・オンライン授業が当たり前。
- ・勉強を教えてくれるのが先生じゃなく、ロボットが教えてくれるようになる。

ウ 設問③：西東京市の20年後にはこうなっていたい！！

－西東京市の学校や地域がこうなっていたい！

(a) 最先端技術をいかした学校・まちについて

- ・機械と共存する新時代
- ・機械化が進む学校
- ・デジタルを生かした授業をしている学校

(b) 自由な学校・まちについて

- ・子どもたちが自分の好きなことを安心して学び、生活できる学校
- ・誰もが自由に学べる学校

(c) 平等で包摂的な学校・まちについて

- ・色んな人の意見を反映している西東京市
- ・皆の個性が認められる学校！
- ・どんな人にも優しくできるまち

(d) 人々の仲が良い学校・まちについて

- ・みんなが元気でなかよしで楽しい学校や生活
- ・愛と勇気と希望と友だちが満ちあふれる！

(e) 元気と笑顔あふれる学校・まちについて

- ・やさしく、笑顔いっぱいの学校
- ・世界で一番笑顔ある西東京市

エ 設問④：望ましい未来の西東京市の学校・まちを実現するために必要なこと

－西東京市の20年後にはこうなっていたい！

【子どもたちの姿】

(a) 勉学や体験などに基づく自己研鑽について

- ・植物の育て方を勉強する。
- ・「読書」が必要！
- ・勉強の効率を高める。
- ・授業に興味を持つ。
- ・インターネットの使い方を覚える。

(b) 差別やいじめについて

- ・差別などのない世界をつくるにはどうしたらいいかを学ぶ。
- ・いじめをなくす。
- ・一人ひとりの意見を尊重する。

(c) 交流について

- ・相手の気持ちを考える（考えてからしゃべる）。
- ・最低限のマナーは守れるようにする。
- ・外の世界にもっとふれ合う。
- ・挨拶ができている。

(d) 生活について

- ・笑顔いっぱい自由に行うことができる子どもにする。

【周りの大人・先生や学校の姿】

(a) 人材育成・教育環境の改善について

- ・子どもが深い学びをするために市が定めた教育方針にそって先生がしっかり教える。
- ・教科を増やし、子どもたちの可能性を広げる。

(b) 技術の導入について

- ・人工知能の研究成功
- ・デジタル教育を積極的に取り入れる。

(c) 環境問題について

- ・木などを植え、自然を増やす活動をする。

- ・環境に優しいまちを考えている。

(d) 子どもの尊重について

- ・生徒の考えを尊重し生徒自身で考え、計画し、行動することを目標としている学校
- ・子どもの相談にのれる存在になる。
- ・子どもの意見を尊重 ・子どもの夢を守れるようにする。

(e) 交流の促進について

- ・学校で地域との関わり合いの機会をつくる。
- ・地域の活動に参加する。
- ・お互いを尊重するために他国の人との交流をする。

ワークショップ結果からみられる課題

- 本市のよいところについては、自然環境（緑や農作物）が豊かと感じている子ども、地域住民に優しい印象を持っている子どもが多くなっているほか、学校の先生や授業に好意的な意見もみられました。いわゆる「持続可能な開発」のための教育の充実を図ることや、教育課程の中に地域住民との関わりを導入することなどが効果的であると考えられます。
- 20年後の未来予想については、ロボット、オンラインなどAIやICTに関連した未来の技術革新を予測している意見が多くみられました。一方、少子高齢化などの人口問題や環境破壊、平和に関する問題を心配する意見も多くみられました。また、20年後の学校や地域がどうなってほしいかについて、「デジタル化を活かす」や「機械と共存」といった意見がみられたほか、「自然」や「緑豊か」「自由」「仲良し」「元気」「笑顔」といった意見も多くみられました。デジタル革新に関する高い関心がみられることから、学校教育におけるDXの推進などが受け入れられる土壌ができていると考えられます。
- 理想の20年後になるために必要なこととして、【子どもたちの姿】としては、授業における勉強や社会性の勉強、読書といった意見や、交流や差別解消などコミュニケーションに関する意見がみられました。【周りの大人・先生や学校の姿】としては、人材育成・デジタル教育といった学校の教育環境に関する意見や、環境問題や仕事・経済などの社会問題に関する意見がみられました。子どもたち自身から「豊かな心」を目指そうとする方向性が出されていることや、学校の教育体制の充実や学校教育におけるDXが必要と考えていることが読み取れます。

西東京市教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）の取組成果及び今後の方向性

西東京市教育委員会では、教育計画の基本方針に基づく方向や施策について、計画期間の各年度において主要施策を定めるとともに、主要事務事業について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に定める「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施する際の評価対象事業として評価し、教育計画に掲げる各事業を着実に推進してきました。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活に大きな影響を及ぼしている中、学校現場においては G I G A スクール構想を着実に推進し、子どもたちや、そのご家族の皆さまの「いのちと健康」を守りつつ、「子どもの学びを止めてはならない」という思いから、全国的にも先駆けて「オンライン授業」を実施するなど、感染拡大防止対策を講じつつ、教育計画の内容の実現に向けて様々な取組を実施してきました。

本章では、現教育計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）期間での達成事項などについて総括を行い、次章に記載する新たな基本方針とのつながりを示します。

基本方針 1 子どもの「生きる力」の育成に向けて

- 研究指定校を中心に、1 人 1 台タブレット端末を活用した授業の研究を行いました。また、各校において G I G A スクール推進教師を中心に、I C T 活用能力の向上や情報モラル教育の充実を図りました。家庭においても、子どもたちがタブレット端末を活用し、課題に取り組むことができるよう、タブレット端末の持ち帰りを実施しました。さらに、プログラミング教育の推進に向け、民間企業と連携し、外部講師によるプログラミングの基礎的な技能習得の授業の実施、I C T 支援員の配置を行いました。
- 世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性を理解することを目的とし、市内 N P O 法人と連携して交流活動を実施しました。
- 環境教育の推進として、各学校の特色を生かした環境教育について具体的に取り組みました。また、S D G s について、リーフレットにより市内各校に周知を行い、児童へ S D G s の 17 の目標の意識付けに取り組みました。

- 全市立小学校へのプロコーチ派遣などを通じた、様々なスポーツに取り組むきっかけづくりなど、健康に関する指導の充実に取り組みました。さらに、全市立小・中学校にて、オリンピック・パラリンピック教育に関わる教育活動を実施しました。
- 人権教育を主題とする市立学校教育研究奨励校を指定し、その研究成果を広く発信することで市立小・中学校全体の人権教育の充実を図りました。教職員一人ひとりが人権尊重の理念を理解し、「サービス事故ゼロ」を目指して、学校と教育委員会が一丸となって「西東京あったか先生プロジェクト」に取り組みました。
- マルチメディアデジターの活用として、「まちなか先生」の事業を通じて児童・生徒及び教員に周知を図ることで、学習・読書が困難な児童・生徒の支援につながるよう取り組みました。また、教育支援コーディネーター連絡会等でマルチメディアデジターの活用について周知するとともに、学校訪問で実際の活用方法について助言等を行いました。
- 計画周知・PRのため「西東京市子ども読書活動推進計画策定記念イベント」を実施しました。その中で、子どもの読書活動推進に関わる市民団体や市の関係部署による活動パネル展示や講演会等を実施しました。また、GIGAスクール構想により1人1台タブレット端末を所持している小・中学生に対し、読書支援の一環として電子書籍を導入し、「西東京市子ども電子図書館サービス」を令和5年度から開始しました。
- 校内支援体制の人的環境整備として、発達段階に応じた適切で効果的な支援が図れるよう担任の学習指導を補助しました。
- 教育支援アドバイザーが各学校を巡回し、個別の教育支援計画、個別指導計画作成に関して、教員等への助言を行いました。令和3年度から中学校特別支援教室が全校実施されたことに伴い、教育支援アドバイザーの中学校への訪問を計画的に行い、個に応じた教育支援が進むよう助言しました。
- 要保護児童対策地域協議会の案件には、複数の関係機関が情報共有し連携することで、適切な支援体制を構築しました。
- 令和2年度に中学校特別支援教室の環境整備などを行い、令和3年4月から全市立中学校において開設しました。また、令和4年度には、けやき小学校に市内で4校目となる特別支援教室拠点校を、ひばりが丘中学校に市内で4校目となる中学校特別支援学級を新設しました。
- 子ども一人ひとりに合った支援につながるよう、就学前施設や在籍校と連携を取り、子どもや保護者の考えに寄り添いながら、丁寧な相談を実施しました。

〈今後の方向性〉

次代を担う子どもたちが自らの人生を切り拓くために、「主体的・対話的で深い学び」を通じて、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」や、新しい時代に求められる資質・能力を育成していきます。

また、学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育を積極的に推進していきます。

基本方針2 子どもの「心の健康」の育成に向けて

- 教育相談センターの来所相談において、子どもの現状を総合的に見立て、相談の段階に応じたカンファレンスによる見立てと支援方針の検討を定期的に行ったほか、相談員の技術向上に向けた、専門性の高い臨床心理士や精神科医師による事例検討会の開催、教育相談センター利用者に対するアンケートの実施等、教育相談センターにおける相談・支援の充実を図りました。
- 学校における教育支援体制の充実を図るため、児童・生徒の生命や心の健康に係る深刻な事態を早期に把握し、支援につなげる校内体制の実態把握を目的とした調査の実施や、SOSの出し方教育や相談窓口一覧の配布など相談できる体制づくりや長期休業明けの個別面談の実施など児童・生徒の心に寄り添った指導をするよう指導・助言を行いました。
- 適応指導教室（スキップ教室）に通う児童・生徒の情報を主任指導員が集約するとともに、心理技術職員が教育相談センターにある情報を主任指導員と共有したうえでスキップ教室に通う児童・生徒の状況などを把握し、特に気になる変化が見られる児童・生徒について、ネットワークにより心理技術職、スクールソーシャルワーカーが当該児童・生徒の状況を理解し、見立てに基づく必要な指導や助言を行いました。また、教員の気づきをつなげる校内体制整備のための実態把握・課題の抽出のため、令和4年度新規採用教諭を対象にアンケートを実施しました。
- スキップ教室のケース会議で当該児童・生徒の情報を共有し、対応方針の検討を行い支援につなげるなど、児童・生徒が安定してスキップ教室に通えるよう努めました。
- 学校に登校しない・できない児童・生徒のうち、継続的な支援につながっていない児童・生徒を対象に、適切な支援につなげることを目的とし、体験フリースペース「ニコモテラス」を開設しました。「ニコモテラス」ではスクールソーシャルワーカーや臨床心理士の資格をもつ相談員が、対象児童・生徒のニーズに合わせ

た支援方法や支援機関を検討し、家庭訪問や体験フリースペースでの関わり等を行いながら、児童・生徒や保護者に寄り添い必要な支援につなげるなど、関係機関と連携した支援を行いました。対象児童・生徒の中には民生委員・児童委員や子ども家庭支援センターからの紹介でつながった事案もありました。

- 母語が日本語でなく、学校生活に適應することが困難な児童・生徒に対して指導員を派遣し、初期の日本語指導を実施しました。

〈今後の方向性〉

全ての子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくために、子どもの「心の健康」の育成に着眼し、誰一人取り残されないよう多様な支援を実施していきます。

基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて

- 教育支援システムを活用し、校内の情報共有、学年進行、中学校進学時の指導の縦断的連続性や、通級及び特別支援学級等に指導の横断的連続性を持たせ、個に応じた教育支援の充実に努めました。
- 就学前施設から提供される就学支援シートの校内での活用事例を各学校に周知し、各学校で効果的に活用されるような仕組みを検討しました。また、幼児期からの支援の移行を円滑に進めるため、ケース検討や実践内容の交流を行い、効果的な連携について検討しました。
- 「西東京市小・中連携の日」に市立小学校の教員と市立中学校の教員が合同で、授業観察や協議会を行いました。小中一貫教育に係る研究成果をリーフレットにまとめ、各市立小・中学校へ周知するなど、小中一貫教育の推進に取り組みました。
- 市立小・中学校の各教室で同時に大型提示装置を利用できるようにし、指導者用デジタル教科書の活用を図ることで、各教員によるスムーズかつ効果的な授業展開を可能とし、双方向のコミュニケーションを行うための時間や、1人1台のタブレット端末を活用した児童・生徒が主体的に学習するための時間を確保し、より質の高い授業を行う環境を整えました。
- 統合型校務支援システムの導入や部活動顧問に代わる部活動指導員の全市立中学校への配置など、学校における働き方改革の推進に取り組みました。
- 大規模改造事業では、令和元年度から実施してきた田無小学校の大規模改造工事が完了しました。主な改修内容は、内装改修、外壁改修、屋上防水改修、トイレ

改修、照明設備のLED化を実施しました。また、体育館への空調設備設置事業は、猛暑などの対策、良好な教育環境を確保するため、市立小・中学校の空調設備設置を行いました。さらに、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の内容を踏まえ、学校施設個別施設計画の策定を進めました。

- 学校特別非常勤講師や副校長業務支援員の配置を拡大するなど、より一層の人的支援を行うとともに、各人的支援員の効果的な活用方法などの情報共有を行いながら、学校における働き方改革を推進しました。
- 「学校教育法施行規則」で定める部活動指導員を全市立中学校に配置し、合理的で効率的・効果的に部活動を運営し、活性化するとともに、専門性の向上を図り、適切な指導を行いました。
- 各小学校の学校施設開放運営協議会に委託し、校庭や体育館を開放する遊び場の提供のほか、様々な体験や学習活動の機会を提供する事業を実施しました。また、学習活動の機会提供事業については、実施校数の増加や内容の充実に向け、各小学校の学校施設開放運営協議会への支援や関係部署との連携などにより事業の拡充を図りました。
- 令和3年度はモデル校として市立小・中学校各1校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を4回開催し、学校経営方針の承認、学校評価や熟議等を実施しました。その結果、学校や地域の実情を踏まえた熟議が行われ、地域ならではの創意工夫を生かした取組につながりました。また、令和4年度は今後の全校展開に向けて、学校現場がスムーズに移行できるようにマニュアルの整備や制度の説明会、モデル校の取組の紹介を行いつつ、各学校の意向を踏まえて令和5年度の設置校を決定しました。
- 副籍制度の事務手引きを作成し、学校管理職や教員へ周知するとともに、都立特別支援学校が主催する交流報告会に積極的に参加し、都立特別支援学校との連携強化に努めました。
- 特別支援学校の児童・生徒が副籍を置く地域指定校において、地域の児童・生徒と交流を行う「直接的な交流」（具体的には運動会や音楽鑑賞会への参加等）、または手紙の交換や展示会への作品展示等を通じた「間接的な交流」を実施しました。
- 親子で参加できる講座や、乳幼児や学齢期の子どもをもつ保護者を対象に、子育てに関する講座を実施しました。また、公民館保育室運営会議を実施し、市民グループがともに保育や子育てについて学ぶ機会を提供しました。
- 健康診査会場で実施してきたブックスタート事業は、コロナ禍で縮小し図書館での実施となりました。令和5年度からは市立保育園・児童館・公民館においても

おはなし会を実施したことで、絵本を通して親と子の心の通じ合いや、読み聞かせの効果を伝えることができました。

〈今後の方向性〉

時代の変化に対応するための学習環境などの整備を進めつつ、学校を核としたまちづくりを目指して、学校・家庭・地域の連携・協働による組織的・継続的な仕組みの構築を進め、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

基本方針4 「学び」を身近に感じ「学び」を実践できる社会の実現に向けて

- 生涯学習の推進に向け、子どもから高齢者までのライフステージに応じた講座や、障害者、外国人、困難を抱える人等社会的に制約を受けやすい人を対象とした各種講座を開催しました。
- 図書館ホームページのリニューアルと同時に、本市の歴史的資料を「西東京市図書館／西東京市デジタルアーカイブ」としてWEB上に公開しました。
- 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修事業では、構造躯体の耐震補強等、利用者の安全確保、照明設備のLED化等省エネルギー型機器への更新、外壁改修等劣化箇所の修繕・更新を実施しました。また、施設利用者の利便性の向上のため、学習コーナーの設置、トイレの洋式化、空調設備の更新等を実施しました。
- 中央図書館・田無公民館耐震補強等改修事業による田無公民館休館期間中に「田無公民館つながるプロジェクト」を実施し、新たな地域コミュニティの形成につなげました。また、展示や発表会、動画配信等の団体活動の成果発表の場を設け、活動支援や団体間の交流の機会としました。さらに、各館で公民館利用者懇談会を実施し、利用しやすい施設運営に取り組みました。
- 調べものに役立つ信頼度の高いサイトを収集し図書館ホームページにて公開しました。また、より深い調査・研究のため、令和4年度から中央図書館に有料データベース及び国立国会図書館デジタルコレクションの利用に特化した専用端末を設置するとともに、各内容を印刷可能とする環境を整備しました。
- オンラインデータベースの利用方法について、短い時間で気軽に参加できるショートセミナーの開催や、データベースの活用方法を案内しました。
- 令和5年度から、児童が主体的に調べる・学ぶための支援の充実を図るため、小学5・6年生の児童を対象に、自ら設定した課題を、公共図書館の図書資料及び有料データベースなどを活用した「西東京市図書館を使った調べる学習コンクール」を実施しました。

- 図書館におけるハンディキャップサービスの充実として、継続して利用者へ資料やサービスを提供するために、音訳者の数・質の確保に向けた講座及び研修を実施しました。
- 多文化の理解の推進に向け、公民館では育児期の外国人女性を対象に保育付きの日本語講座や多文化カフェなどを実施しました。また、障害のある人とともに学べる事業について、誰もがともに学ぶことができるものとしてクリニカルアート（五感を刺激する創作活動）を取り入れるなど、共生社会の実現に向けた取組を実施しました。
- 柳沢・田無・芝久保・谷戸・ひばりが丘公民館に保育室を設置し、公民館主催講座に参加する際や市民グループで学習活動を行う際に、公民館保育員が保育室で子どもを預かる「学習支援保育」を実施し、子育て世代でも参加しやすい学習機会を提供しました。
- 「史跡下野谷遺跡保存活用計画」及び「史跡下野谷遺跡整備基本計画」に基づき、下野谷遺跡の価値と魅力を広く示すとともに、地域資源として生かしていくための史跡整備工事を行いました。遺跡の整備に当たって、整備工事説明会を開催し、地域住民の方への周知を行うとともに、学識経験者で構成される下野谷遺跡整備指導委員会において検討し、意見を十分に反映した実施設計・工事を行いました。

〈今後の方向性〉

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組むとともに、学びを通じて、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあう力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

1 教育目標と計画の基本方針

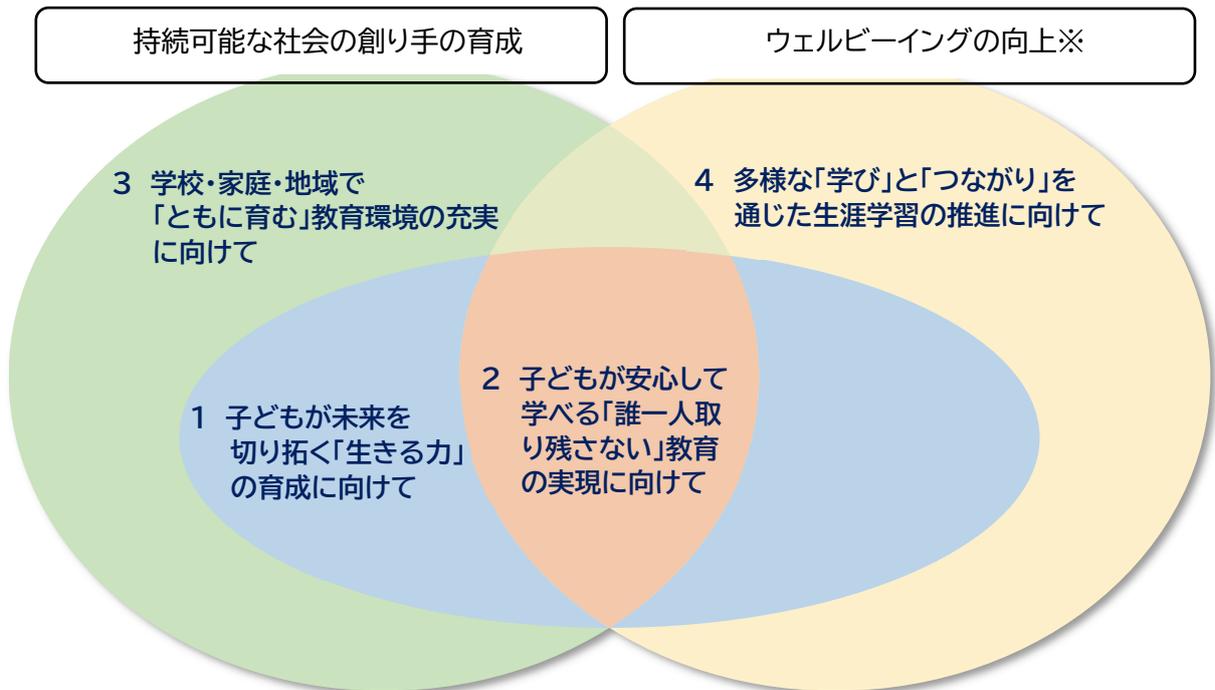
【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

【計画の基本方針イメージ図】



※西東京市教育委員会では、学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあることで、ウェルビーイングの向上を目指します。ウェルビーイングの向上とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものと捉えています。

2 計画の基本方針

本計画は、教育目標の実現に向けて1から4までの基本方針（将来像）で施策を展開します。

基本方針1 子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて

新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びを通して、確かな学力を育むとともに、豊かな心や健康・体力などの「生きる力」を育成していきます。

社会環境が大きく変化している中、学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育を積極的に推進していくとともに、リアルとデジタルの融合による教育活動や体験活動の機会を充実していきます。

基本方針2 子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて

全ての子どもが「生きる力」を身に付け、持続可能な社会を創る一員として、学び続けられる大人になっていくため、誰一人取り残されないよう多様な支援を実施していきます。また、全ての子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培い、同時に子どもたちが共生社会の一員として、互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度を育成していきます。

基本方針3 学校・家庭・地域で「ともに育む」教育環境の充実に向けて

学校を核としたまちづくりを目指して、学校・家庭・地域の連携・協働による組織的・継続的な仕組みの構築を進め、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。また、今日の多様化・高度化する学校教育への要請に応えるため、充実した学習・教育環境を整備するとともに、安全・安心に配慮した教育施設を整備していきます。

基本方針4 多様な「学び」と「つながり」を通じた生涯学習の推進に向けて

社会の変化に対応した学習機会の提供の充実を図ることにより、生涯にわたって学び、活躍できる環境の整備に取り組みます。また、身近にある様々な学びを通じて、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあう力を培うことで、地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

3 計画の体系

〔基本方針〕

〔方向〕

〔施策〕

基本方針1

子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて

1 社会の変化に応える確かな学力の育成

2 豊かな心の育成

3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進

1 一人ひとりを大切にする教育の推進

2 相談・支援の充実

3 学校における教育支援体制の充実

4 多様なニーズに応じた教育の推進

①主体的・対話的で深い学びの実現
②学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進
③教育の情報化による学習指導の質の向上
④持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

①人権教育の推進・多様性への理解促進
②いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進
③道徳教育の充実
④読書活動の推進
⑤伝統や文化等に関する教育の推進

①たくましく生きるための健康と体力づくりの推進
②望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

①校内体制の充実
②個に応じた教育実践の内容の充実
③個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

①教育相談センターにおける総合的な相談機能の充実
②子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

①児童・生徒の「心の健康」の育成
②学校と教育委員会との連携による支援の充実

①個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

教育DXの推進

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

〔基本方針〕

〔方向〕

〔施策〕

基本方針3
 学校・家庭・地域で
 「ともに育む」教育
 環境の充実に向けて

- 1 地域とともにある学校づくり
- 2 学校・家庭・地域との連携・協働による地域の教育力の向上
- 3 学校経営改革の推進
- 4 時代の変化に対応した学習環境等の整備

教育DXの推進

- ①コミュニティ・スクールの充実
②西東京ふるさと探究学習の推進
③学校施設の有効活用
- ①家庭教育に関する支援の充実
②地域全体で子どもたちを育む教育活動の推進
③安全・安心な教育環境の推進
- ①学校組織の活性化
②学校における働き方改革の推進
- ①小中連携の推進
②学校の教育環境の整備
③学校給食環境の整備
④安全・安心で質の高い学校施設の環境整備

基本方針4
 多様な「学び」と
 「つながり」を通じた
 生涯学習の推進に
 向けて

- 1 誰もが学習に参加できる機会の充実
- 2 多様な「学び」をつなぐ生涯学習の振興
- 3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用
- 4 「学び」を通じた地域づくりの推進

- ①誰でも学べる機会の充実
②ライフステージに応じた学びの機会の充実
③継続的な学びにつながる学び直しの機会の確保
- ①生涯学習推進体制の充実
②生涯学習情報を提供する体制の整備
- ①公民館機能の充実
②図書館機能の充実
③文化財の保存と活用の充実
- ①学びを通じた地域コミュニティづくり
②地域課題の解決に向けた取組の推進

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 基本方針
- 第5章
- 資料編

4 施策推進の横断的な視点

現在、少子高齢化、国際化、情報化が進む中、今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）、メタバース※活用、Web3.0 等の推進に向けた環境整備が飛躍的に加速していくことが想定されます。

教育の分野においてICTを活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化をさらに推進していくことが不可欠です。

令和2年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを宣言しました。本市では、令和4年2月に脱炭素社会の実現に向け「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。教育の分野においては、スマートインフラとして、DXを積極的に活用し、地球環境を考えた持続可能な取組が求められています。さらに、教育の分野におけるDXの推進は、デジタル機器・教材の活用はあくまで手段であることに留意することが必要です。教育DXを進めた上で、デジタルも活用して問題解決や価値創造ができる人材の育成を進めていくことが必要であるため、「教育DXの推進」を本計画の全施策の推進の横断的な視点として位置付けます。

※メタバース：ユーザー間で「コミュニケーション」が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間。

5 「SDGs（持続可能な開発目標）」との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための17の国際目標です。この国際的な目標は、持続可能で強靱、そして誰一人取り残されない社会の実現に向けて推進されており、教育振興においてもこの理念を踏まえた事業の展開が求められています。

本計画においても、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、第4章の「施策・事業の展開」において、17の開発目標と本計画の基本方針・方向・施策を関連付けました。



基本方針1 子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて

方向1 社会の変化に応える確かな学力の育成

めざす姿

- ① 主体的・対話的で深い学びを実現します。
- ② 学ぶ意欲の向上に向けた教育を充実・推進します。
- ③ 教育の情報化による学習指導の質を向上します。
- ④ 持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

【現状と課題】

変化の激しい社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力を偏りなく身に付けていくことが重要です。そして、こうした資質・能力の育成に向けては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図るとともに、教科などを越えた教科横断的な学習や探究的な学習の過程を一層重視することが求められます。

アンケート調査の結果では、学校を楽しいと思う小学生の割合が減少しています。学校を楽しいと思う気持ちから、学習意欲が生まれることから、これまで以上に体験活動の充実を図ることが必要です。また、小学生、中学生ともにタブレットを使った授業で、自分の興味や関心のあることを調べたり、学んだりする機会が増えたと6割以上の子どもたちが回答しています。子どもたちにとって楽しい学校となる重要な要素となる分かりやすい授業を実現するために、教員は、デジタル技術の活用促進など、子どもたちのさらなる学習意欲・学力向上に向けた指導力の向上が必要です。

引き続き、基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業と体験活動が求められています。さらに、学力テストの結果のデータ分析などを基に、各校の児童・生徒の学びの実現状況を把握し、教員の指導改善につなげていくことが必要です。

① 主体的・対話的で深い学びの実現

【方向性】

学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養^{かん}に向け、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力等を教科横断的な視点に基づき育成することが掲げられています。

学校における授業づくりに当たっては、対話的な学びの場面を取り入れるなど校内での共通理解を図りながら指導を行っており、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されています。各学校においては、教科などの特質に応じ、児童・生徒の実情を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、さらにその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

取組事業

■個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実〔教育指導課〕

ICT[※]を効果的に活用しながら、個人のスタディ・ログを把握したり、協働学習を推進したりすることにより、児童・生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。また、オンラインを活用し、様々な事情により登校できない児童・生徒の学びを保障します。

■知識・技能、思考力・判断力・表現力等資質・能力の向上〔教育指導課〕

教員の指導力を向上させることを通して、学習指導要領に示された「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を各教科などにおいてバランスよく育成できるよう「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を行います。



■外国語教育の充実（A L T）〔教育指導課〕

小学校においては、外国語活動及び外国語において、A L T（外国人英語指導助手）による指導を積極的に行い、外国語による言語活動の充実を図ることで、コミュニケーションを図る素地又は基礎となる資質・能力を育成します。また、中学校においては、身近な話題について理解したり表現したりすることができるように、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視していきます。そして、小学校から中学校への指導の接続が円滑に図られるようにしていきます。

■少人数・習熟度別指導の充実〔教育指導課〕

少人数指導やチームティーチング※などの実施により、習熟の程度や個に応じた指導の充実を図ります。

※I C T：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

※チームティーチング：一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

【関連するSDGsのゴール】



コラム 「個別最適な学びと協働的な学び」とは

「個別最適な学び」について、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理されており、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されています。

また、「協働的な学び」について、探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成すると整理されています。

さらに、実際の授業では、それぞれの要素が組み合わさって実現されていくことが多く、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが大切とされています。

※「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（令和3年1月）を参照

② 学ぶ意欲の向上に向けた教育の充実・推進

【方向性】

「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開していくことによって、学校教育が個々の家庭の経済事情などに左右されることなく、児童・生徒に必要な力を育てていきます。

思考力・判断力・表現力や学びに向かう力などは、家庭の経済事情など、児童・生徒を取り巻く環境を背景とした差が生まれやすい能力であるとの指摘があることに留意が必要です。

取組事業

■キャリア教育※の推進〔教育指導課〕

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科などの特質に応じて、キャリア教育の充実を図ります。

■体験活動・交流活動の充実〔教育指導課〕

多様な人々や社会、自然、文化などにふれる活動や各教科などの特質に応じた体験活動を意図的・計画的に実施することで、「学びに向かう力、人間性等」を育みます。

■学びに向かう力の育成〔教育指導課〕

授業を通じて、児童・生徒が意欲的に粘り強く取り組み、自らの学習を自己調整し、主体的に学習に取り組む態度を育みます。

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

【関連するSDGsのゴール】



③ 教育の情報化による学習指導の質の向上

【方向性】

学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力育成のために、GIGAスクール構想によって整備された端末の利活用の日常化を促進します。特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナー、個人が果たす役割や責任、情報の真偽を吟味する力、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、問題の発見・解決などに向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度などを身に付けさせることを重視します。

● 取組事業

■ 情報活用能力の育成〔教育指導課〕

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、ICTを効果的に活用する学習活動や、プログラミング教育等の充実を図ります。また、家庭や地域と連携し、子どもたちがネット依存に陥ったり、SNSなども含めたネット社会において、加害者や被害者になったりしないために、情報モラル教育の充実を図ります。

■ ICT環境整備（1人1台端末の活用）〔教育指導課〕

1人1台端末の活用による学習指導のさらなる充実を図るため、ICT機器や効果的なデジタル教材の導入とスムーズな活用を可能とするネットワーク環境などの整備を進めます。



■ ICTによる教育の質の向上〔教育指導課〕

必要な知識や考え方を常に更新しながら学び続けることができる人材を育成するため、習熟度や目的別のICT活用研修などにより、教員の指導力の向上を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



④ 持続可能な開発のための教育（E S D）※の推進

【方向性】

児童・生徒が異なる言語や文化への理解を深め、コミュニケーション能力を養うための取組を推進します。児童・生徒が自らの成長を実感し、自己肯定感や自己有用感を育ていける授業の充実を図ります。また、脱炭素社会の実現に向けた「ゼロカーボンシティ宣言」を背景に、地球温暖化防止のための学びを体験・実践し、児童・生徒が生命や自然の大切さを学び、環境保護の姿勢を養うことを目的に環境教育を推進します。

● 取組事業

■国際理解教育の推進〔教育指導課〕

総合的な学習の時間等において、探究的な学習に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなど、国際理解に関する学習を進めます。

■安全教育の推進〔教育指導課〕

様々な自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化に伴い児童を取り巻く環境も変化していることから、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導や、情報技術の進展に伴う新たな事件・事故の防止、国民保護等の非常時の対応等の新たな安全上の課題に関する指導を一層重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けられるよう、安全教育を進めます。

■環境教育の推進〔教育指導課〕

地球温暖化対策の重要性をはじめとして、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境へつなげる豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度を養い、持続可能な社会の実現に努めることで、環境の保全に貢献できるよう環境教育を進めます。

■平和に関する教育の充実〔教育指導課〕

平和の尊さや戦争の悲惨さ及び平和な国際社会の実現を目指す取組などについての理解を図るとともに、自らの考えを深めるなど、平和な社会の形成に参画する資質や態度を育成します。

※持続可能な開発のための教育（ESD）：環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

【関連するSDGsのゴール】



第1章

第2章

第3章

第4章

1-1-1-④ 基本方針

第5章

資料編

方向 2 豊かな心の育成

めざす姿

- ① 人権教育の推進・多様性への理解を促進します。
- ② いじめや暴力行為の防止に向けた教育を推進します。
- ③ 道徳教育の充実を図ります。
- ④ 読書活動を推進します。
- ⑤ 伝統や文化等に関する教育を推進します。

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、自分に自信の持てるところが「ある」児童の割合が減少しており、小学生の自己肯定感が減少しています。一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識して自信を持って成長し、豊かな人生を切り拓くためにも、自尊感情や自己肯定感を向上させることが必要です。

また、ヒアリング調査では、コロナ禍の中で、子どもたちの実体験不足、安心して遊べる場所の不足が課題となっているとの意見がありました。

これらの背景から、児童・生徒のコミュニケーション能力や社会適応能力は低下していく恐れがあり、児童・生徒の豊かな人間性や社会性の育成は重大な課題と言えます。

引き続き、児童・生徒が基本的な生活習慣を身に付け、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。

また、外国にルーツのある児童・生徒や性的マイノリティ、障害のある児童・生徒など、多様な背景をもつ人々と豊かに共生するため、共に生きようとする意欲や態度を育成する必要があります。

児童・生徒の豊かな心を育むためには、まち全体で児童・生徒の育ちを支えていくことが必要であり、そのためにも、学校は、家庭や地域社会と連携しながら、「西東京市子ども条例」の趣旨や理念を踏まえた教育活動の充実を図ることが求められます。

① 人権教育の推進・多様性への理解促進

【方向性】

教育活動全体を通し、組織的・計画的な取組により、児童・生徒に人権尊重の理念を正しく理解させ、実践できる態度を育成することを目指す人権教育を推進するとともに、自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実を図ります。また、生命尊重に関する教育や、子どもの権利に関わる教育についての指導の充実を図ります。

さらに、性的マイノリティなどの児童・生徒に対するきめ細かな対応を図るとともに、差別することなく多様性を認め合うことができるよう、正しい知識と理解を深める指導を行います。

● 取組事業

■ 自尊感情や自己肯定感を高める指導の充実〔教育指導課〕

各教科や道徳科、特別活動などの授業を通して、自尊感情や自己肯定感を高める教育の一層の推進を図ります。

■ 人権教育及び子どもの権利に関わる教育の推進〔教育指導課〕

暴力行為やいじめ、児童虐待などの問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、自分や他者を大切にする思いやりの心を育む人権教育の一層の推進を図ります。

■ 生命尊重教育の推進〔教育指導課〕

教育活動全体を通じて、学校飼育動物をはじめとする動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのために、人権教育や道徳教育の充実、関係機関・地域との連携などを通して、生命を大切にする心を育む活動をより一層進めます。

【関連するSDGsのゴール】



② いじめや暴力行為の防止に向けた教育の推進

【方向性】

いじめについて、早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生み出す構造的な課題に目を向け、いじめの未然防止を目指した組織的な取組を進め、すべての児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めます。

また、相手の考えや気持ち、立場などを想像し、積極的にコミュニケーションを図る能力や思いやりのある豊かな人間性を育むとともに、学校・家庭・地域の関係機関が緊密に連携していじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取組を実施します。

● 取組事業

■ いじめ防止対策の充実 [教育指導課]

児童・生徒のいじめを許さない心を育むとともに、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友だちに知らせてすぐにやめさせるなど、主体的に行動できる態度を養い、いじめ防止対策の充実を図ります。

また「西東京市いじめ防止対策推進条例」の趣旨や理念の実現を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応などのための対策を総合的かつ効果的に推進するため「西東京市いじめ防止対策推進基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組を全市的に推進します。

■ 健全育成の推進 [教育指導課]

児童・生徒が、自己存在感を持ちながら、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、教員が児童・生徒の理解を深めるとともに、生活指導の充実を図りながら、健全育成を推進します。

【関連するSDGsのゴール】



③ 道德教育の充実

【方向性】

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、「特別の教科 道德」を要とした道德教育を推進します。

さらに、児童・生徒一人ひとりの豊かな人間性を育むため、家庭や地域と連携・協力し、学校における系統立てた道德教育を計画的・継続的に推進します。

取組事業

■「特別の教科 道德※」及び地域と連携した道德教育の充実〔教育指導課〕

道德教育の一層の充実を図るために、教育委員会が実施する教員研修の充実を図り、「特別の教科 道德」に関する教員の指導力を向上させます。また、生命尊重に関する教育についても、学校における全ての教育活動を通して行っていきます。さらに、各校で実施する道德授業地区公開講座の活性化を図ることで、地域と連携した道德教育を推進します。

※特別の教科 道德：学習指導要領が改訂され、これまでの道德の時間が教科化され、「特別の教科 道德」となった。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況などに関する評価が行われている。

【関連するSDGsのゴール】



4 読書活動の推進

【方向性】

学校・家庭・地域・図書館などが連携し、学校図書館の教育活動への利用を推進するとともに、児童・生徒の興味や関心を尊重しつつ、自ら読書に親しみ、読書習慣が身に付くように、児童・生徒の読書活動を推進します。

取組事業

■小中連携による系統立った読書活動の充実〔教育指導課〕

読書活動の質的向上のために、小・中学校の共通の認識の下、地域の児童・生徒の実態に応じた9年間の系統立った指導を行います。

■子どもの読書環境整備〔図書館〕

「西東京市子ども読書活動推進計画」を推進し、保育園、幼稚園、学校、児童館、学童クラブなどでの、子どもたちの読書環境のさらなる整備を行います。

また、図書館及び西東京市子ども電子図書館を活用することで、学校内での朝読書の時間や授業などでの活用及び自宅などでの読書を支援していきます。

【関連するSDGsのゴール】



⑤ 伝統や文化等に関する教育の推進

【方向性】

グローバル化が進む社会において、世界で活躍できるイノベーティブなグローバル人材を育成するため、情報化や環境問題など諸課題に対する国際的視野を養う一方で、その前提となる、自国・地域の文化芸術・伝統・歴史・自然への理解を深め、郷土への愛着心を育むことによって、自分にできることを考え、それぞれが社会や地域の一員であることに気づき、参加・参画する意思を育みます。

取組事業

■ 地域への愛着を深める教育 [教育指導課]

西東京ふるさと探究学習を中心に、本市のよさを再発見する取組を行い、自国・地域の文化芸術・伝統・歴史・自然への理解を深め、郷土への愛着心を育むことによって、自分にできることを考え、それぞれが社会や地域の一員であることに気づき、参加・参画する意思を育みます。

【関連するSDGsのゴール】



コラム 「西東京ふるさと探究学習」とは

地域をテーマに、地域の人とのかかわりや地域資源等を活用して、課題解決力やコミュニケーション力を実践的に育むとともに、地域への愛着や地域を誇りに思う心等を醸成していく体験的で探究的な西東京市独自の学びの総称です。

- ✚ 地域をテーマにした学習は、実生活や実社会への興味・関心、地域への愛着、将来への夢や希望につながります。
- ✚ 課題解決のために、実際に現地に行って調べたり、地域の方々にインタビューしたり、探究の成果を発表したりします。
- ✚ 子どもの主体性や学ぶ意欲を重視し、魅力あるカリキュラムを学校ごとに創造します。



方向3 子どもの健康づくりと体力づくりの推進

めざす姿

- ① たくましく生きるための健康と体力づくりを推進します。
- ② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣を確立します。

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、学年が上がるにつれ、運動することが好きな割合が減少しています。運動に親しみ、運動能力が高まるように、より一層体育の授業の充実を図ることが必要です。

児童・生徒の生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うためには、運動の習慣を身に付けることやスポーツの楽しさを味わう体験が欠かせません。

体育の授業の充実を図るとともに、学校生活全般において、児童・生徒の体力や運動能力の向上に向けたさらなる取組やスポーツに親しむきっかけづくりを行うことが必要です。

また、児童・生徒が食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることで、生涯にわたる食生活習慣を育む食育※を推進する必要があります。

※食育：「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」（食育基本法前文より）こと。

第1章

第2章

第3章

第4章

1-3 基本方針

第5章

資料編

① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進

【方向性】

児童・生徒が、生涯にわたって知・徳・体のバランスのとれた成長ができるよう健康の保持増進や体力づくりに取り組む意欲の向上、運動習慣の定着を図り、心身の健康づくりを推進します。

● 取組事業

■健康に関する指導の充実〔教育指導課〕

基本的な生活習慣を身に付け、健康や体力を保持・増進していくための能力や態度を養います。

■学校 2020 レガシー[※]を踏まえた教育活動の充実〔教育指導課〕

各校の学校 2020 レガシーを踏まえ、児童・生徒とともに、多様な運動機会を創出し、心身の健康づくりに必要な資質・能力を育成します。

※学校 2020 レガシー：各学校が、共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京 2020 大会以降も長く続けていく教育活動

【関連するSDGsのゴール】



② 望ましい生活習慣や規律のある生活習慣の確立

【方向性】

児童・生徒にとって望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、自身の健康に対する知識と意識を高めるとともに、家庭への働きかけとなるよう、学校における食育を推進します。

● 取組事業

■ 家庭と連携した生活習慣の確立 〔 教育指導課 〕

「早寝・早起き・朝ごはん」の励行をはじめ、食生活や睡眠時間、ゲームの使用時間の在り方などについて、保護者等と連携を図りながら、子どもたちが確かな学力を身に付けるために重要となる基本的な生活習慣を確立させるための指導の充実を図ります。

■ 食育の推進 〔 学務課、教育指導課 〕

児童・生徒への食育指導はもとより、家庭においても食への関心が高まるような取組を継続実施します。

【関連するSDGsのゴール】



方向 1 一人ひとりを大切にする教育の推進

めざす姿

- ① 校内体制の充実を図ります。
- ② 個に応じた教育実践の内容の充実を図ります。
- ③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実を図ります。

【現状と課題】

近年、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい捉える「ウェルビーイング (Well-being)」の考え方が重視されてきており、本市の子どもワークショップにおいても、子どもたち自身から「豊かな心」を目指そうとする方向性が出されています。

また、社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂※を推進する必要があります。

本市では、教育支援コーディネーター連絡会における協議や教育支援アドバイザーの校内委員会への派遣及び助言により校内委員会の充実に向けて取り組んでいます。

教育支援アドバイザーが児童・生徒の実態及び課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援について助言を行うとともに学校生活支援員を小学校に配置し、通常の学級における支援体制を整備しています。

また、不登校児童・生徒数は近年急増しており、文部科学省の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」において、多様な教育機会の確保や相談体制の充実などが求められています。また、不登校だけでなく、学校に行きづらい、学校には行けるけれど自分のクラスには入れないなど、支援が必要な児童・生徒の状況は様々であるため、個に応じた不登校対策を推進していくことが重要となります。

そのため、誰一人取り残さない学びの保障に向け、校内支援体制の充実や、学校や学校外の機関などで相談・指導などを受けていない不登校児童・生徒を確実に支援につなげられるよう家庭訪問などのアウトリーチによる支援を強化する必要があります。

※本計画では、「学校に登校しない・できない児童・生徒」と「不登校」の2語を同じ意味で場面に応じて使い分けています。

※社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を包み込み、誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと。

① 校内体制の充実

【方向性】

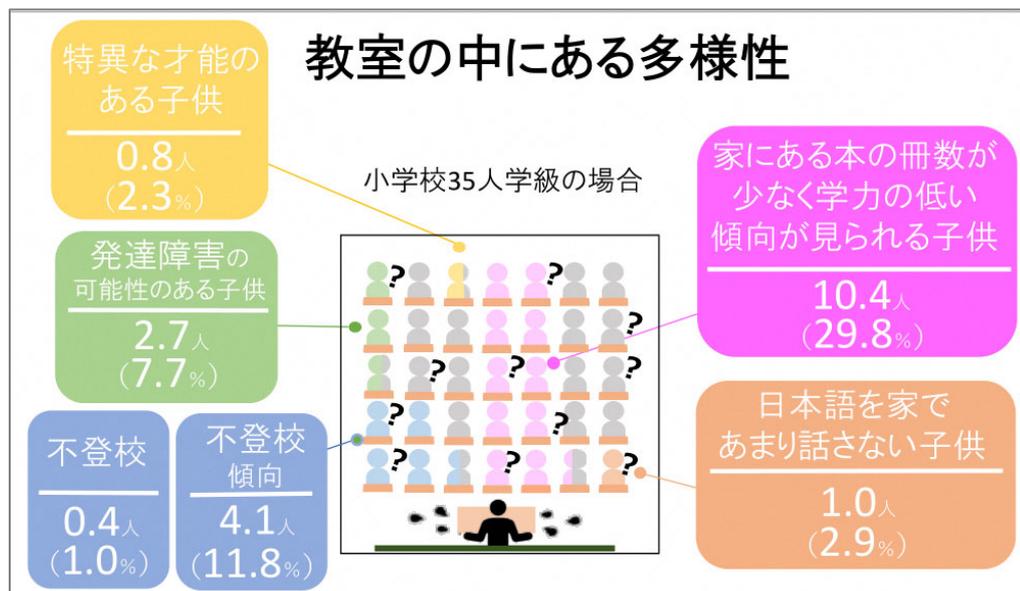
児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう、学校管理職を中心とした校内支援体制の充実を図ります。そのために、教職員間及び他機関との連絡・調整を担う各学校の教育支援コーディネーター※の役割を明確化し、支援体制の充実を図るとともに、教育支援システム※を用いた、個別の教育支援計画※や個別指導計画※の活用を推進します。

また、不登校支援として、児童・生徒の欠席の理由や状態を把握し、不登校の予兆がある場合には早期に校内委員会で対応を検討します。さらにクラスに入りづらい児童・生徒への校内支援体制を整えます。

● 取組事業

■ 校内委員会の充実 [教育指導課]

各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、児童・生徒の実態把握や児童・生徒が互いに尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う態度の育成などの支援対策を行うための校内委員会の充実を図ります。そのために教育支援コーディネーターの資質・能力の向上に努めます。



出典：「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（内閣府）
(https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/package_giyo.pdf)

■校内支援体制の人的環境整備〔学務課、教育指導課、教育支援課〕

通常の学級において、児童・生徒の実態や課題を把握し、個に応じた配慮や個別対応などの支援を進めていくために、人的環境を整備・調整し、内容の充実を図ります。

また、不登校児童・生徒の学びの場を確保するため、自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習や生活ができる学校内での環境整備について検討します。

■教育支援システムの活用推進〔教育指導課〕

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、校内で共有し、計画的、継続的に適切な支援を行うことができるよう教育支援システムを用いた、個別の教育支援計画や個別指導計画の活用を推進します。

※教育支援コーディネーター：各学校の教員で、学校内の関係者や外部機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーターの役割を担う。

※教育支援システム：児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できる本市独自のシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画を効率的に作成することができる。

※個別の教育支援計画：“気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する書式。

※個別指導計画：個別の教育支援計画を基に、校内におけるより具体的な指導、支援の内容、期間等を記入する書式。

【関連するSDGsのゴール】



② 個に応じた教育実践の内容の充実

【方向性】

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障害のある子どもの自尊感情を高め、能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加や自立ができるよう個々の教育的ニーズに的確に応えた、多様で柔軟な取組を推進します。

また、不登校児童・生徒への支援は、不登校を「問題行動」と判断し単に登校を促すのではなく、どのような要因や背景を抱えているのかを理解した上で適切な支援を行うことが大切です。小・中学校の連携により、児童・生徒についての理解を引き継ぎ、組織的対応により不登校の未然防止と早期対応に努めます。

取組事業

■ インクルーシブ教育の充実〔教育企画課、学務課、教育指導課〕

障害の有無にかかわらず、すべての子どもができるだけ同じ場で、ともに学ぶことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、基礎的環境体制と条件整備の構築を目指します。また、医療的ケアを必要とする子どもについて、本人や保護者の意思を最大限に尊重し、医療の状況に応じ、看護師の配置など必要な支援を行います。

■ 学校生活支援員による支援の充実〔教育指導課〕

児童・生徒が在籍学級で安心して学び、学校生活全般を円滑に過ごしていけるよう、通常の学級に学校生活支援員を配置します。小学校入学時でのフォローをはじめ、その後の成長・発達段階に応じた支援を行える体制を整えるとともに、教育委員会による研修を実施し支援の充実を図ります。

■ 不登校児童・生徒への支援〔教育支援課、教育指導課〕

児童・生徒の欠席の理由や状態を把握し、不登校になりそうな場合には早期に対応します。担任教諭やスクールカウンセラー、養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどが専門性を発揮して連携し、最適な支援につなげられるよう、欠席が続く背景を校内で検証し、児童・生徒及び保護者に対して適切な関わりを「チーム学校」として組織的に行い、早期支援を図ります。

また、不登校は中学校入学後に増加する傾向にあります。不登校になる中学生は既に小学生の時に何らかのサインが現れていることが多いことから、小・中学校が連携して情報交換や協議を行い、組織的に初期対応を図り、中学生の不登校未然防止に取り組めます。

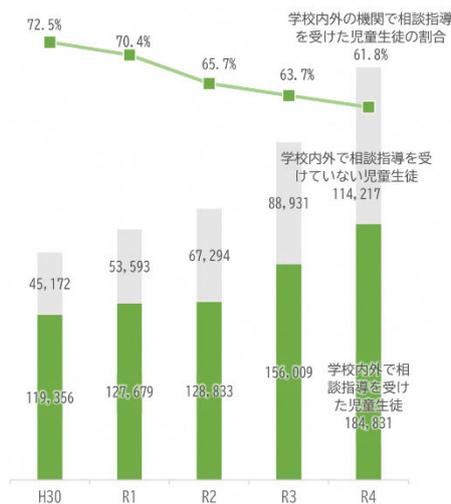
【関連するSDGsのゴール】



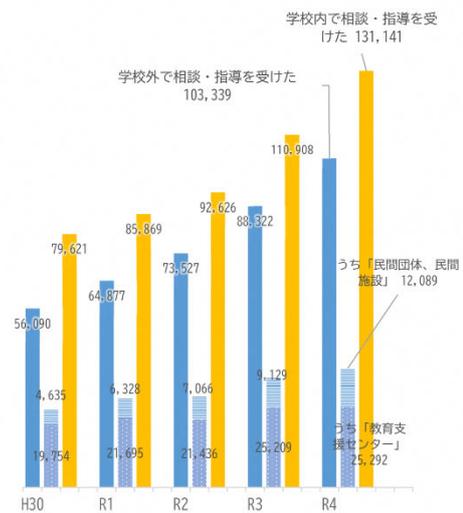
小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約18万5千人(前年度約15万6千人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.8%(前年度63.7%)である。

■ 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況 (人)



■ 学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況 (人)



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)
(https://www.mext.go.jp/content/20231004-mxt_jidou01-100002753_2.pdf)

③ 個に応じた教育実践を支える教育委員会の役割の充実

【方向性】

一人ひとりを大切にする教育を推進するために、本市の教育方針について保護者や地域の方などに分かりやすく説明し、理解を広げていきます。また、最新の知見、先駆的な実践事例を学校に示すなど、学校を支援する体制の強化を図ります。

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校以外での多様な学習・生活支援に取り組むことで、学びの場の充実を図るとともに、関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を継続的にを行います。

取組事業

■ 通常の学級、特別支援学級、特別支援教室※を網羅する研修の充実 〔教育指導課〕

すべての児童・生徒の抱える教育的ニーズを捉え、一人ひとりの特性や障害の程度などに配慮した指導になるように教員研修の充実を図り、教員の資質能力の向上を図ります。

■ 教育委員会から学校への専門家派遣 〔教育支援課、教育指導課〕

各学校に教育支援アドバイザー※やスクールソーシャルワーカーなどを定期的に派遣し、校内委員会の運営、個別の教育支援計画・個別指導計画の作成、見立てと支援方針への助言などを行うことで、校内支援の充実を図ります。

■ 教育支援センター（適応指導教室）※の充実 〔教育支援課〕

教育支援センターでは、様々な要因による不登校の児童・生徒を対象に、個に応じた学習指導・生活指導、行事などを通じて児童・生徒の心や日常生活の安定を図ります。

また、在籍校や家庭と連携しながら、社会的自立や学校復帰への支援を行います。

■不登校・ひきこもりセーフティネット事業※〔教育支援課〕

不登校の児童・生徒に、家庭訪問や来室相談、居場所利用などによる支援を行います。また、継続的な支援につなげるための情報提供や相談・支援も行います。

※特別支援教室：通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

※教育支援アドバイザー：市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

※教育支援センター（適応指導教室）：様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2か所を開設している。

※不登校・ひきこもりセーフティネット事業：学校に登校していない18歳までの児童・生徒等と保護者が、居場所などで利用できる不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」と、学校に登校していない小・中学生のうち、継続した支援につながない児童・生徒を適切な支援につなぐ場などとして利用できる体験フリースペース「ニコモテラス」を開設し、不登校の段階に応じた支援を行う事業。

【関連するSDGsのゴール】



コラム 「個に応じた教育」とは

学習指導要領では、「個に応じた指導」の方法等として、小学校については、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導が例示されており、中学校については、個別指導やグループ別指導に加えて「学習内容の習熟の程度に応じた指導」が例示されています。また、中学校の選択教科については、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じ、一層多様な学習活動ができるよう、「補充的な学習」や「発展的な学習」が例示されています。

「学習内容の習熟の程度に応じた指導」、「補充的な学習」や「発展的な学習」、「課題別、興味・関心別の指導」等、「個に応じた指導」を積極的に取り入れている学校では、児童生徒の学力の伸長をはじめ様々な面で効果を上げており、保護者からの肯定的な意見も寄せられています。以上からも、児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることが期待されています。

※初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について（答申）を参照

方向 2 相談・支援の充実

めざす姿

- ① 教育相談センターにおける総合的な相談機能の充実を図ります。
- ② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実を図ります。

【現状と課題】

子どもが自分らしく生き、社会に参加して生活する大人になっていくためには、安全・安心な環境の中で基本的信頼感や自己肯定感が育まれ、健康な心を備えることが必要です。

アンケート調査の結果では、いやなことやつらいことがあったときに相談できる人がいる子どもの割合が、小学生で減少しています。問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への適切な働きかけを行い、より支援を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

主体的に考え行動できる力、現実を客観的に認識できる力、不安や不満への耐性力、困難な状況を処理する適応力、自由に遊べる柔軟性などを備えた健康な心を育むためには、専門性を備えた相談員を配置し、適切な支援を行う体制の充実を図る必要があります。さらに、児童・生徒が置かれた環境への適切な働きかけを行い、より支援を受けやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

① 教育相談センターにおける総合的な相談機能の充実

【方向性】

子どもたちの「心の健康」を育成するため、臨床心理士などの専門家による個別の相談・支援の充実を図ります。

● 取組事業

■ 子ども・保護者への心理的支援及び福祉的支援の充実〔教育支援課〕

子どもの心身の発達への心配や、保育園・幼稚園、学校での生活や学習、親子関係や子育てなどについての相談を受け、臨床心理士などの相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスや、必要に応じて専門的なカウンセリングや心理療法などを行い、子どもの心身の成長を支援します。

さらに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや子育てや福祉などの関係機関等と連携し、児童・生徒が置かれた様々な環境の問題への働きかけや福祉的支援の充実を図ります。

■ 相談員等の資質向上〔教育支援課〕

日常的なカンファレンスやOJT※、定期的な事例検討による研修を行い、社会情勢や社会的事件、専門的知識などの情報収集に努め、相談員などの資質向上を図ります。

■ 教育的ニーズに応じた就学相談の充実〔学務課〕

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学や、必要な教育支援の活用の推進を図るため、教育委員会が保育園や幼稚園などの就学前機関や学校と連携を強化するとともに、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら、丁寧で分かりやすい就学相談を行います。

■ ヤングケアラー等の家庭環境に起因する問題の相談・支援〔教育支援課〕

ヤングケアラー、貧困等、子どもの抱える困難は多様化・複雑化しています。子どもが置かれた環境に働きかけ、適切な相談・支援につなげるために、スクールソーシャルワーカーなどを活用するとともに、子育てや福祉などの関係機関や庁内関係部署と連携した切れ目ない教育相談体制の充実を図ります。

※OJT：On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

【関連するSDGsのゴール】



第1章

第2章

第3章

第4章

2
2
1
① 基本方針

第5章

資料編

② 子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実

【方向性】

子どもや家庭の状況に応じた適切な情報を保護者に提供するとともに、関係機関と連携を図り必要な支援につなげていきます。また、個別の相談・支援と地域や保育園・幼稚園、学校等の日常生活とのつながりを支援します。子どもや保護者にとって、安心して気軽に利用できる相談機能の充実に努めます。

● 取組事業

■ 適切な情報提供及び関係機関等との連携による子ども・保護者支援 〔教育支援課〕

保護者の子どもに関する不安や心配なことについて、臨床心理士などの相談員が、子どもの状態や状況を把握し理解した上で、心理教育的ガイダンスを行うほか、子どもや保護者が求める情報を分かりやすく提供します。さらに、必要に応じ子育てや福祉などの関係機関での支援につなげるためのネットワークの充実に努めます。

また、現代社会の変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童・生徒が抱える問題が多様化し深刻化する傾向にあるため、関係機関等と連携するなど、福祉的支援の充実に努めます。

■ 切れ目ない支援体制 〔教育指導課、教育支援課〕

就学支援シート※の活用や、保育園への臨床心理士などの派遣等を通して、保育園や幼稚園などの就学前機関との連携により、早期対応や支援の継続を図ります。スタートカリキュラムの充実、小・中学校及び関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援の充実に努めます。

※就学支援シート：未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

【関連するSDGsのゴール】



方向 3 学校における教育支援体制の充実

めざす姿

- ① 児童・生徒の「心の健康」を育成します。
- ② 学校と教育委員会との連携による支援の充実を図ります。

【現状と課題】

学校における教育支援は、授業や休み時間、部活動などの学校生活における児童・生徒と教員などとの関わりの中で行う予防的な一次的支援、児童・生徒のサインに気づき早期対応を行う二次的支援、専門的なアセスメントに基づく三次的支援の三段階で考える必要があります。

一方で、児童・生徒の問題の複雑化、多様化により、学校だけでは解決できない問題が増えていることから、学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、関係機関と連携して児童・生徒への包括的な支援を実現する必要があります。

第1章

第2章

第3章

第4章

2
3
基本方針

第5章

資料編

① 児童・生徒の「心の健康」の育成

【方向性】

すべての児童・生徒に対し、学校生活で様々な課題に取り組む上で必要な能力を身に付ける発達促進的支援や、困難を予測した予防的な支援を行います。また、児童・生徒の変化やサインに気づき、早期に対応できる体制を整えます。

● 取組事業

■ 教員の気づきをつなげる校内体制〔教育支援課〕

児童・生徒の変化やサインに気づき、校内で情報を共有して対応するため、校内委員会や教育支援コーディネーターの役割の充実など、校内体制を整えます。児童・生徒を多面的に理解するために、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士などによる専門的助言を活用します。

■ ストレスマネジメント等の「心の健康」教育〔教育支援課、教育指導課〕

学習や進路、人間関係など、様々なストレスを抱える児童・生徒に対して、ストレスに対する自己コントロール能力を育成するための健康教育を行います。

また、保護者に対して、家庭における児童・生徒のストレスへの対応方法などについて啓発するとともに、学校と家庭が連携して「心の健康」教育に努めます。

【関連するSDGsのゴール】



② 学校と教育委員会との連携による支援の充実

【方向性】

教育委員会の専門家が学校を支援し、子どもの状況や家庭・学校状況など、多面的に捉えることにより理解を深め、必要な対策を検討します。また、行政における様々な支援を効果的に活用するため、学校と関係機関との連携を支援します。

● 取組事業

■ スクールソーシャルワーカー※の派遣による福祉的支援の充実 〔教育支援課〕

児童・生徒が抱える学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、教員と協議しながら問題の背景を見立て、対応方針を検討します。必要に応じて子育てや福祉などの関係機関と連携し、解決に向けた支援を行います。早期発見と迅速で適切な対応により問題のさらなる深刻化を防ぎます。

■ スクールカウンセラーの配置 〔教育支援課〕

臨床心理士などをスクールカウンセラーとして学校に配置し、日常的な児童・生徒との関わりの中で、児童・生徒や保護者の相談、教員等への助言などにより、学校の教育相談体制の充実を図ります。校内での情報共有、組織的対応を強化します。

■ スクールアドバイザー※の派遣 〔教育指導課〕

児童虐待やいじめの問題に対してスクールアドバイザーを学校に派遣します。また、関係機関と連携しながら早期発見・早期対応を図ります。

※スクールソーシャルワーカー：子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

※スクールアドバイザー：児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長などの職名のこと。

【関連するSDGsのゴール】



方向4 多様なニーズに応じた教育の推進

めざす姿

- ① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実を図ります。

【現状と課題】

誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、自分の目標を持って学習などに取り組むことができる場面を一つでも多く作り出すことが求められています。その際、子どもたちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることが大切です。

第1章

第2章

第3章

第4章

2
4 基本方針

第5章

資料編

① 個の教育的ニーズに応じた教育資源の充実

【方向性】

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習・生活支援の環境を整えるとともに、関係機関と連携し、適切な指導及び必要な支援を継続的に行います。

● 取組事業

■ 特別支援学級、特別支援教室における指導・内容の充実〔教育指導課〕

市立小・中学校の特別支援学級や特別支援教室において、児童・生徒の発達段階や特性を十分に踏まえ、障害の種別に応じた教育課程を編成します。また、指導効果の定期的な振り返りと指導内容のさらなる充実に向け、特別支援学校との連携も進めながら取り組めます。

■ 日本語適応指導〔教育指導課〕

日本語が話せないために学習活動に適應することが困難な児童・生徒を対象に、初期の日本語指導を行う日本語適応指導を実施します。初期指導終了後も、子ども日本語教室と連携して継続的に支援していきます。

■ 発音や話し方に関する課題への早期対応〔教育指導課、教育支援課〕

本市独自の取組として、小学1年生全員を対象に、「発音・話し方調べ」を行い、発音などに係る課題の早期発見と早期対応に努め、必要に応じて専門的指導を継続します。

【関連するSDGsのゴール】



方向 1 地域とともにある学校づくり

めざす姿

- ① コミュニティ・スクールの充実を図ります。
- ② 西東京ふるさと探究学習を推進します。
- ③ 学校施設の有効活用に取り組みます。

【現状と課題】

近年、国は地域や家庭でともに学び支え合う社会の実現に向けた教育を推進しており、その一環としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、公民館などの社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化などに取り組んでいます。アンケート調査の結果では、本市においては、地域の子どもたちと接する機会がある方が減少傾向にあります。また、地域に開かれた学校にするために大切なこととして「学校だよりやホームページなどにより、学校や子どもの様子を積極的に公開する」「ゲストティーチャーや部活動の指導者など、外部の人を学校に招く」「教育や子どもの問題について、学校・家庭・地域が話し合う場を設定する」などが上位に挙げられていることから、コミュニティ・スクールや学校応援団（地域学校協働活動）などによって教育現場と地域の連携を高めつつ、「まちなか先生」などに代表される地域住民を主体とした教育を実践することによって学校と地域がともに子どもの学びと健やかな成長を支援する体制を整えていくことが求められているといえます。

さらに、市民の9割以上が生涯学習の必要性を感じており、7割以上が社会人の学び直しなどに関心を持っている（すでに学習している、今後学習してみたい、環境が整備されれば学習してみたいの合算）ことに示されているように、今日、大人の教育にも大きな関心が寄せられていることから、学校施設や図書館・公民館などを有効活用することにより、子どもとの関わりの中で大人もともに学び合い育ち合うことのできる仕組みの構築が求められているといえます。

① コミュニティ・スクールの充実

【方向性】

学校を核とした地域全体で子どもたちを育てるため、地域住民などが主体的に学校運営に参画するコミュニティ・スクールの全市立小・中学校への導入を促進するとともに、市内の各小・中学校における地域学校協働活動の推進に向けた各種機関・組織などとの連携体制の強化を図ります。

取組事業

■ 学校運営協議会との連携による社会に開かれた教育課程の実現 〔教育指導課〕

学校運営協議会制度への理解啓発を図るため、地域コーディネーターを中心とし、幅広い地域住民や団体などと緩やかなネットワークを形成するとともに、令和6年度までに全市立小・中学校がコミュニティ・スクールを導入できるよう、未導入校への支援のほか、コミュニティ・スクール推進委員会を活用した課題の解決方法の提案などを通して、学校と地域との連携が円滑に進むよう指導・助言を実施します。

■ 学校応援団による地域学校協働活動の充実 〔社会教育課〕

既存の組織や学校を拠点とする団体を中心として「学校応援団」を形成し、活動の幅を広げていくことで今まで以上に学校と地域が連携・協働できる取組を推進します。



飼育ボランティア



働く人の話を聞く会

■ 各種機関・組織等との連携 〔全課（館）〕

市内及び近隣地域の各種機関・組織などとの協働事業をはじめ、学校がそれぞれの地域に存在する各種機関・組織などと連携しながら学校づくりを進めます。

【関連するSDGsのゴール】



② 西東京ふるさと探究学習の推進

【方向性】

本市の豊かな自然や歴史的な文化財、住みやすいまちづくりに取り組む人々や、よりよい地域社会の在り方についての理解を深めるとともに、地域への愛着や地域に参画する態度及び自らすすんで探究する資質・能力の育成を図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る指導方法の工夫・改善など、質の高い「深い学び」を引き出していくため、教職員のカリキュラム・マネジメント力などの指導力の向上に取り組みます。

取組事業

■ 地域に参画する態度及び自らすすんで探究する資質・能力の育成 〔教育指導課〕

全市立小・中学校において、総合的な学習の時間を中心に、地域の人材や資源・文化などを活用した体験的で探究的な学びを展開する「西東京ふるさと探究学習」を実施します。

■ 地域連携に関するカリキュラム・マネジメント力等、教員の指導力の向上 〔教育指導課〕

地域連携に関するカリキュラムの整備により、組織的かつ計画的な各学校の教育活動の質の向上を図るなど、教員の指導力向上及び地域連携の推進を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



③ 学校施設の有効活用

【方向性】

「学校施設個別施設計画」に基づき、児童・生徒の安全性に配慮したセキュリティ対策を前提とした上で、学校施設の地域利用や複合化に取り組みつつ、地域連携の強化や活性化を促進します。

● 取組事業

■ 学校施設の地域利用・複合化〔教育企画課〕

本市では「学校が地域のキーステーション」であるとの認識の下、学校を核としたまちづくりに取り組むことから、人口動態などの地域特性や他の公共施設の状況を踏まえつつ、教育活動に支障がない範囲での学校施設の地域利用や、建替えに伴う他の公共施設との複合化を検討していきます。また、地域とともにある学校づくりに向け、学校施設の地域利用・複合化を通じてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動を促進します。



【関連するSDGsのゴール】



コラム 「コミュニティ・スクール」とは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。この制度により、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めることができます。また、地域住民、団体等と緩やかなネットワークを形成し、学校と地域が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを推進しています。

方向 2 学校・家庭・地域との連携・協働による地域の教育力の向上

めざす姿

- ① 家庭教育に関する支援の充実を図ります。
- ② 地域全体で子どもたちを育む教育活動を推進します。
- ③ 安全・安心な教育環境を推進します。

【現状と課題】

家庭や地域は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、人間性を養い、心身ともに健やかに成長するための大切な場です。アンケート調査の結果では、「あいさつや行儀など」「優しさや感情のコントロールに関することなど」「好き嫌いや食事の習慣など」「家の手伝いや整理整頓など」については家庭で、「災害時の対応など」については地域で学んでいくべきだと考えられています。一方、家での決まりや約束を「ときどき守れない」「守れないことがよくある」と答える小学生が増加傾向にあり、家庭や地域での「教育力」を高めていくことが求められている状況にあることがうかがえます。さらに、近年では全国的に家庭内での虐待やネグレクト、地域でのつながりの希薄化などが問題となっている現状もあります。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域での教育をより充実したものとするため、家庭内・地域内での教育機能の強化もさることながら、学校・家庭・地域が連携・協働することによって、地域全体の「教育力」を高め、さらに家庭内での問題や子どもの登下校・放課後における安全確保を図るよう取組を進めていくことが重要です。

① 家庭教育に関する支援の充実

【方向性】

公民館、図書館などの事業や家庭教育支援のネットワークを生かし、家庭教育に関する意識啓発や情報提供、また、学習機会を提供するなど家庭教育支援の体制の充実を図ることで、家庭教育に関する支援や子どもと地域の大人との交流の機会の充実を図ります。

● 取組事業

■ 多世代が交流できる事業の提供〔公民館〕

地域全体で、子育て・親育ちなど家庭での教育力の向上を支えるため、利用団体等とも協力し、世代を超えた多様な市民がともに学び交流できる事業の充実に努めます。

■ 地域における子育て支援環境づくり〔社会教育課〕

子育て・親育ちへの相互支援的な関係が地域に育まれるよう、子育て期の市民だけではなく、世代を超えて市民がともに学び、交流する視点をもった事業の充実を図ります。

■ 子育て期の学習機会の充実〔公民館、図書館〕

子の成長に応じた子育てに関する学習機会を提供します。社会的に孤立しがちな育児期の親子については、地域とのつながりを深められるよう、学習支援保育の実施により仲間づくりを支援します。また、絵本と子育て事業（ブックスタート）など、子どもの読書に関する学習機会の提供や子どもの読書についての相談等の支援をすることで、その意義や重要性についてより一層の啓発、広報に努めます。

【関連するSDGsのゴール】



② 地域全体で子どもたちを育む教育活動の推進

【方向性】

地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を整備するために、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めます。

取組事業

■ コミュニティ・スクールの充実と地域学校協働活動の一体的な推進 〔教育指導課、社会教育課〕

コミュニティ・スクールとして学校が地域と協働し、学校の課題解決に向けた活動ができるよう支援します。

■ 学校施設開放 〔社会教育課、教育企画課〕

学校教育に支障のない範囲で、地域の活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を進めます。また、学校施設開放運営協議会などの関係団体と協力して、学校施設などの有効活用を図りながら、地域住民が主体となった拠点づくりを進めるため、地域での担い手への支援のほか、新たな人材の発掘も目指します。

■ 放課後子供教室 〔社会教育課〕

放課後における子どもたちの安全・安心な居場所であるとともに、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子どもが多様な体験・活動等ができる場として、地域の協力を得て放課後子供教室の充実を図るとともに、運営体制についての検討も行います。



バスケットボール教室

■ 部活動の地域連携・地域移行 〔教育指導課〕

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づいた適切な部活動の運営を行います。また、国や東京都の動向を踏まえ、地域の実情に応じた、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。

■副籍制度の推進〔学務課、教育指導課〕

市内居住の都立特別支援学校に通う児童・生徒が、市立小・中学校において、学校行事などへの参加による直接的な交流や、学校だよりの交換などによる間接的な交流を行うことで、地域とのつながりを継続し、児童・生徒間の交流を深めていけるよう、都立特別支援学校と連携を図りながら、学校から積極的に副籍制度による交流の実施を進めます。

■まちなか先生（出前講座）〔社会教育課、公民館、図書館〕

子どもたちと地域住民との交流、地域で活動している方々の学習成果の還元、技能・知識の活用機会の充実、地域住民の学習機会の拡充のため、市の社会教育関係部署が連携して、地域で活動する団体や市の専門職員を講師役（まちなか先生）として、教員と一緒に授業を実施します。



まちなか先生

【関連するSDGsのゴール】



コラム 「副籍制度」とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

直接的な交流 対象児童・生徒が地域指定校で行う授業や行事に参加する交流活動です。教科（算数や音楽など）や道徳、特別活動（学級活動や小学校のクラブ活動など）、総合的な学習の時間に、交流及び共同学習を行います。

間接的な交流 学校・学年通信や手紙の交換を中心とした交流のほか、文化発表会作品展示でも交流を図っています。

③ 安全・安心な教育環境の推進

【方向性】

登下校時の見守り体制や事故、災害、不審者の発生等の緊急時における安全対策の充実を図るとともに、子どもたち自らが危険を回避することができるよう、安全対策のより一層の充実に努めます。

また、学校内外における子どもの安全を確保するため、家庭・地域・関係機関との連携・協働をより一層高めます。

取組事業

■登下校時の安全対策〔学務課、教育指導課〕

保護者や地域の関係団体、関係機関等と連携・協力を図りながら、通学路の安全点検などを行うとともに、登下校時の見守り体制の整備に取り組みます。また、防犯ブザーの配布や通学路に設置している防犯カメラの位置の周知などを行うとともに、地域安全マップの作成などの安全教育を推進することにより、子どもたち自らが危険を回避することができるよう、安全対策のより一層の充実に努めます。



通学路合同点検

■地域ぐるみの学校安全体制づくり〔教育企画課、教育指導課〕

小学校では、児童が安心して教育を受けられるよう、家庭や地域の関係機関・団体等と連携しながら、安全管理に関する取組を行っています。そのため、学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員（スクールガード・リーダー）を各市立小学校に派遣し、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、地域学校協働活動をはじめとした地域との連携による見守り活動の充実や、学校と関係機関・団体等が連携した安全管理の在り方について協議し、学校の安全管理に関する取組の充実を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



方向 3 学校経営改革の推進

めざす姿

- ① 学校組織の活性化を図ります。
- ② 学校における働き方改革を推進します。

【現状と課題】

教員は、学習指導のみならず児童・生徒の生活指導や部活動の監督など幅広い業務を担い、子どもたちの日常的な状況を総合的に把握して指導を行っています。

アンケート調査の結果では、望ましい小・中学校の教師像として「授業をしっかりとわかりやすく教える先生」「児童・生徒の話をきちんと聞く先生」「児童・生徒に公平に接する先生」「児童・生徒の状況をしっかりと把握する先生」等が挙げられています。しかしながら、今日、教員の業務が複雑化・多様化した結果として業務負担が増大し、長時間の勤務を行わざるを得ない状況が全国的にも問題となっています。

児童・生徒が抱える様々な生活上・学習上の困難に対して、きめ細かな支援を行っていくためにも、学校組織の体制を強化し活性化させるとともに、カリキュラムの質を高めることや、学校評価を通じて学校運営の成果や課題の共通理解を図っていくことが重要になります。また、あわせて教員の働き方を改革することで、これまで教員の目が行き届いていなかった子どもを含めたすべての児童・生徒に的確に対応していくことができる体制の整備が必要です。

第1章

第2章

第3章

第4章

3
3
基本方針

第5章

資料編

① 学校組織の活性化

【方向性】

学校経営改革の推進の中で、学校経営計画に基づく適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上を図ることができるよう、教育委員会による学校訪問監査を適宜実施していきます。

また、専門機関や関係部署、地域社会と連携して学校の教育活動の質の向上に取り組めます。

● 取組事業

■ 学校経営計画の活用とカリキュラム・マネジメントの推進〔教育指導課〕

各学校で作成した学校経営計画に基づいたカリキュラム・マネジメントを推進します。教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題について、内部評価だけでなく保護者などからのアンケート結果を踏まえた学校関係者による評価を行い、ホームページなどを通して市民への公表を積極的に進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の組織的な取組を支援していきます。

■ 学校訪問監査〔教育企画課、学務課、教育指導課〕

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録、また、予算執行に係る契約関係書類や備品登録台帳などについての監査を定期的に行い、服務や事務の執行管理などの適正化を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



② 学校における働き方改革の推進

【方向性】

時代や社会の変化とともに、新学習指導要領をはじめとした教育内容や学校の機能・役割が大きく変化する中、それぞれの職責を果たすために長時間労働に従事している教職員が存在しています。過度な長時間労働は教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、教職員の能力開発の機会喪失や、教職員間の協働関係への悪影響をもたらし、ひいては、子どもたちへの教育にも大きな影響を及ぼすものです。

これらを踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」による、教員の長時間労働の改善に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ります。

● 取組事業

■ 働き方改革における人的支援の推進（学年教育アシスタント*など） 〔教育指導課〕

教員が自らの専門性を発揮して、児童・生徒としっかり向き合える時間を確保するとともに、授業準備や研修などに時間を充て、その資質を高めることができるよう、教員の負担軽減等を図るため、学年教育アシスタントを配置するなど人的支援の推進を図ります。

■ 教職員の健康管理 〔教育指導課〕

教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整えていきます。健康診断やストレスチェックを実施するとともに、労働安全衛生管理体制の整備も進めます。

■ 学校給食費の公会計化 〔学務課〕

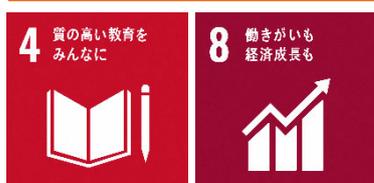
教員の負担軽減及び給食材料の安定供給などを目的とした、給食費の公会計化に向けて検討を進めます。

※学年教育アシスタント：小学校の第1学年から第3学年までについて、授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために配置する副担任相当の業務を担う会計年度任用職員。

■校務支援システムの充実〔教育指導課〕

教職員の校務負担の軽減や情報共有の推進を図り、さらなる学校における校務効率化の実現や教育の質を向上させることを目的として、統合型校務支援システムなどの更新について検討します。

【関連するSDGsのゴール】



第1章

第2章

第3章

第4章

3-3-2
基本方針

第5章

資料編

方向4 時代の変化に対応した学習環境等の整備

めざす姿

- ① 小中連携を推進します。
- ② 学校の教育環境を整備します。
- ③ 学校給食環境を整備します。
- ④ 安全・安心で質の高い学校施設の環境整備に取り組みます。

【現状と課題】

今日の多様化・高度化する学校教育への要請に応えるためには、保護者や地域住民の意向を踏まえながら、充実した学習・教育環境を整備するとともに、安全・安心に配慮した教育施設を整備する必要があります。

また、小学校及び中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指した教育環境を整備する必要があります。各中学校区における地域性の強みを生かした連携強化を図るとともに、中学校区における独自性・創造性を発揮しながら、地域とのつながりのある創造的なカリキュラムを開発し、教育活動の充実を図ります。

第1章

第2章

第3章

第4章

3
4
基本方針

第5章

資料編

① 小中連携の推進

【方向性】

コミュニティ・スクールの拡充、西東京ふるさと探究学習の全校実施等、中学校区における児童・生徒の実態、地域の強みを生かした教育活動を引き続き行い、一層の地域・社会のニーズ、児童・生徒の思いや願いに対応した小中連携を図ります。

● 取組事業

■ 小中連携の推進 [教育企画課、学務課、教育指導課、教育支援課]

市立小学校からどの市立中学校に進学しても円滑に新しい学校生活を送ることを可能にする、“西東京市モデル”の小中一貫教育を引き継ぎ、コミュニティ・スクールの推進に伴い、各中学校区における地域性の強みを生かした連携強化を図ります。中学校区における独自性・創造性を発揮しながら、育てたい資質・能力を小・中学校間で明確にし、特定の教科などに留まらない系統立った指導方法の共有や西東京ふるさと探究学習など、地域とのつながりのある創造的なカリキュラムを開発し、教育活動の充実を図ります。

【関連するSDGsのゴール】



コラム 「“西東京市モデル”の小中一貫教育」とは

本市では、平成 18 年度から小・中連携教育を行ってきました。これまでの小・中連携教育の成果を生かしながら、いわゆる中 1 ギャップの解消を図るとともに、外国語教育の重視、プログラミング教育の開始等、学習指導要領に対応した教育を行う必要がありました。そこで、小学生が中学校進学後、スムーズに新しい学校生活を開始できるよう、令和 2 年 4 月から本市独自の小中一貫教育を開始しています。

特定の学校を小中一貫校として指定するのではなく、どの市立小学校からどの市立中学校に進学しても円滑に新しい学校生活を送ることを可能にする、“西東京市モデル”の小中一貫教育となっています。

【これまでの主な取組内容】

①小中一貫カリキュラム

内容 算数・数学科、英語科の 2 教科で小中一貫カリキュラムを実施する。

目的 指導内容は学習指導要領に沿ったものとなるが、小・中学校の教員が指導内容の前後関係を意識することで、学びの連続性を生み出す。中学校の勉強への不安解消を図る。

②西東京市学校生活ルール

内容 小学校低学年・中学年の共通ルール、小学校高学年と中学生の共通ルールなど小・中学校の枠組みを取り除いたルール作成を行う。各学校の独自性は保ったまま、全校で取り組むべき内容に特化したルールであり、さらに社会常識や時代の変化に対応した内容であるか検討を行い作成する。

目的 小・中学校間のルールの統一化を図り、進学後の学校生活上の不安解消を図る。

③中学校一斉体験会

内容 全中学校で一斉（同日）に小学 6 年生を対象とした体験会を開催。

目的 実際に進学する学校のイメージを抱くことで、不安解消を図る。

④中学校教員の出前授業

内容 小学 5 年生を対象に、中学校教員が全学級に出向き出前授業を実施。

目的 授業の様子を体験することで、中学校の勉強への不安の解消を図る。

⑤全校一斉地域清掃デー

内容 小・中学校全校で一斉（同日）に、小学校と中学校が協力し合いながら地域清掃を実施。

目的 中学生との交流を通して、面識者を増やし、進学後の不安解消を図る。

※なお、コミュニティ・スクールの導入にあたり、校区ごとの実態に応じて柔軟に取組内容を工夫するとともに、小中連携を推進していきます。

② 学校の教育環境の整備

【方向性】

児童・生徒本人の実情に応じた環境で教育を受けられるよう、関係機関と連携しつつ教育環境の整備を推進します。

● 取組事業

■ 学校選択制度の実施〔学務課〕

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、住所地の指定校以外の学校を選べる学校選択制度を実施しています。引き続き、学校規模や教育環境等に影響がないよう、適正な受入れ枠の設定に努めるとともに、学校選択制度の今後の在り方についての検討を行います。

■ 介助員制度の実施〔学務課〕

通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、移動などの安全を確保し、安定的な学級運営や教育活動の充実を図るため、合理的配慮の考え方に基づき、児童・生徒の状況を確認しつつ保護者と共通理解の下、介助員による支援を行います。

【関連するSDGsのゴール】



③ 学校給食環境の整備

【方向性】

学校給食の実施に必要な施設・設備の適切な維持管理を行い、親子調理方式による提供体制を維持するとともに、「学校給食衛生管理基準」に準拠した給食室の整備に取り組めます。

給食に使用する食材については、「西東京市学校給食食品購入安全基準」に沿った確認を行い安全性の確保を図るとともに、地場産農産物を積極的に活用し、地産地消の取組を推進します。

食物アレルギーへの対応については、本市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、全市立小・中学校に「食物アレルギー対応委員会」を設置するとともに、教育委員会に「西東京市教育委員会食物アレルギー対応委員会」を設置し、食物アレルギー事故を未然に防止する方策や事故発生時の対応等について研究・協議等を行います。

● 取組事業

■ 給食室の整備 〔教育企画課、学務課〕

校舎建替え時において、親子調理方式における親子校の組合せの最適化を図るとともに、給食提供が中断されないことがないように計画的な給食室の整備に取り組めます。また、衛生管理上の観点からドライシステム導入に取り組めます。

■ 地場産農産物の積極的活用 〔学務課〕

地場農産物を積極的に活用し地産地消の取組を推進するとともに、可能な限り西東京市産の農産物を活用し、市内生産者との顔の見える関係づくりなどを通じて、食への興味・関心を高める工夫を行います。



めぐみちゃんメニュー事業

■ 食物アレルギーの対応 〔学務課〕

本市の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を行うとともに、万が一の事態に備え、公立昭和病院とのアナフィラキシー対応ホットラインを継続します。

【関連するSDGsのゴール】



④ 安全・安心で質の高い学校施設の環境整備

【方向性】

「西東京市公共施設等総合管理計画」や「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」などを踏まえ、学校施設の老朽化対応や適正規模・適正配置とともに、ユニバーサルデザイン化や自然環境に配慮した施設整備などを推進し、学校施設の環境整備に取り組みます。

取組事業

■ 学校施設個別施設計画に基づく環境整備〔教育企画課〕

中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減や費用負担の平準化を考慮しながら学校施設の老朽化対応を図るとともに、学校施設に求められる機能及び性能を確保します。

■ 学校施設の適正規模・適正配置の検討〔教育企画課〕

全国的に少子化が進行する中で、本市の児童・生徒数は地域により偏りが出ている状況です。引き続き、児童・生徒数推計など様々な視点で学校施設の適正規模・適正配置の検討を行い、子どもたちにとってよりよい学校環境づくりを目指します。

■ バリアフリー化の推進〔教育企画課〕

学校施設の建替えにおいて、段差解消や手すりの設置とともに、バリアフリートイレやエレベーターなどの整備によるバリアフリー化を推進します。また、既存の学校施設についても、各校の実情に配慮しながらバリアフリー化を推進します。

■ 環境に配慮した学校施設の整備〔教育企画課〕

環境負荷の低減を図るため、学校施設の屋上緑化を含む緑化を推進します。また、雨水利用やLED照明など省エネルギー設備の導入とともに、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの活用を進めます。

【関連するSDGsのゴール】



方向 1 誰もが学習に参加できる機会の充実

めざす姿

- ① 誰でも学べる機会の充実を図ります。
- ② ライフステージに応じた学びの機会の充実を図ります。
- ③ 継続的な学びにつながる学び直しの機会を確保します。

【現状と課題】

アンケート調査の結果では、生涯学習を行うにあたって困る点は、青少年、一般市民ともに「忙しくて時間がかかる」「費用がかかる」の割合が高くなっており、また、学びたいときに学べるようにする取組として、青少年、一般市民ともに「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」の割合が最も高くなっていることから、多くの市民の学びのニーズや機会をとらえた事業実施に至っていない状況があります。

誰もが、いつでも、生涯を通じて自らの人生を設計し、活躍することができるよう、社会の変化に応じた学習機会の充実を図るとともに、オンラインを活用した講座やデジタル化された資料の活用など、時間や場所にとらわれない学びを推進していくことが必要です。

また、すべての市民が地域社会の一員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無にかかわらず、様々な市民が地域の中で豊かな人生を送ることができるよう、ライフステージに応じた学びの機会の充実を図ることが必要です。

さらに、人生 100 年時代を見据えたりカレント教育（学び直し）の推進に向けて、より専門的な学びにつなげるための情報提供を行うなど、市民のキャリア形成に資する取組を進めていくことが必要です。

① 誰でも学べる機会の充実

【方向性】

人生 100 年時代を見据えたライフサイクルの中で、子どもから高齢者まですべての市民の学習ニーズに応えられるよう、それぞれの特性にあわせた学びの機会の充実を図ります。特に、社会的に制約を受けやすい人（高齢者、障害のある人、外国人など）の学びの機会の充実を含め、誰もが生涯にわたりその能力を維持・向上し続けることができるよう学習機会の整備を進めます。

● 取組事業

■ 障害のある人とともに学べる事業〔公民館〕

交流を通し、相互に理解を深められる学習機会の充実を図ります。

■ 学習機会の環境整備〔公民館〕

時間や場所にとらわれない学びを提供するために、オンラインの活用や動画配信等、学習機会の環境整備に努めます。

■ 多文化共生への理解を深める事業〔公民館〕

文化、言語、習慣などの違いを理解し、社会の一員として互いを尊重しあいながら、ともに生きる社会の実現を目指す事業を提供します。

■ 多文化サービス〔図書館〕

日本語を母語としない人たちの図書館利用の機会を増やすため、多言語資料の充実を図るとともに、継続的に情報発信を行います。

■ ハンディキャップサービスの充実〔図書館〕

音訳・点訳などの資料の充実や対面朗読などにより、活字での情報収集や学習が困難な人への学びの機会をサポートします。また、活字による読書が難しい児童のためにマルチメディアデジターの普及に努めます。

宅配サービスの充実を図り、身体的理由により来館が困難な人でも生涯にわたり図書館を利用し、学べる機会を提供します。

■現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進〔公民館〕

広がる貧困や格差、地球規模での資源・環境問題、情報リテラシーなどの現代的・社会的課題に対応した学習を推進します。

【関連するSDGsのゴール】



第1章

第2章

第3章

第4章

4-1-1
① 基本方針

第5章

資料編

② ライフステージに応じた学びの機会の充実

【方向性】

社会が変化しライフスタイルが多様化する中、市民のライフステージに応じた幅広い学習プログラムの提供と継続的な学習機会の充実を図るとともに、誰もが学習に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

特に、子育て世代には、子育て・親育ちへの支援により地域連携が生まれるような学習機会の充実を図るとともに、高齢期においては、地域における重要な担い手として、豊かな経験や知識・技能を生かした地域参画・社会貢献等を考える機会の充実を図るなど、ライフステージの特性にあわせた学びの機会の充実を図ります。

● 取組事業

■ 青少年への学習機会の提供〔公民館〕

小学生が地域の大人と交流しながら多様な体験をする事業、中学生・高校生にとって公民館が第3の居場所となるような事業を実施します。

■ 子育て世代への学習機会の提供〔公民館〕

子育て世代に向けて、親として、また、一人の人間として他者と交流する機会を提供するとともに、子どもと体験を共有する機会を提供します。



■ 就労世代への学習機会の提供〔公民館〕

オンラインを活用した講座や動画配信等、就労世代が時間や場所にとらわれず学習できる機会を提供します。



ライフデザイン講座（オンライン併用講座）

■ 高齢者の生きがいや交流につながる学習機会の提供〔公民館〕

生きがいにつながる趣味、文化芸術などの多様な学習や交流により、高齢者が地域の一員として地域づくりに関わる機会を提供します。

■あらゆる世代の自主的な学びを支援するための情報提供〔図書館〕

あらゆる世代のライフステージに応じた資料・情報を網羅的に収集し、自主的な学びの支援となるよう、効果的に提供します。

【関連するSDGsのゴール】



第1章

第2章

第3章

第4章

4-1-1
② 基本方針

第5章

資料編

③ 継続的な学びにつながる学び直しの機会の確保

【方向性】

人生 100 年時代を見据えたりカレント教育（学び直し）の推進に向け、学習機会の確保に努めるとともに、より専門的な学びにつなげるための情報提供を行うなど、市民のキャリア形成に資する取組を進めます。

● 取組事業

■ 生涯学習に関する情報の提供 〔 社会教育課 〕

学び直しに対する市民のニーズに応えられるよう、幅広く生涯学習に関する情報を提供します。

■ 継続的な学びにつながる学び直しの機会の確保 〔 公民館 〕

社会教育施設として学習機会や実践活動の機会の充実を図り、高齢者が健康を維持し、新たな知識や技能を学び新たなステージで活躍する機会の提供や、働きながら学べるオンラインを活用した講座や動画配信等、すべての人が継続し学習できる機会の充実に努めます。

■ 働きながら学べる環境整備 〔 図書館 〕

働きながら学びたい時に学べる環境づくりのため、資料の提供やレファレンスによる情報提供、より専門的な学びにつなげるための情報提供を行うなど、市民のキャリア形成の支援に向けた取組を進めます。

【関連するSDGsのゴール】



方向 2 多様な「学び」をつなぐ生涯学習の振興

めざす姿

- ① 生涯学習推進体制の充実を図ります。
- ② 生涯学習情報の提供及び発信を強化します。

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、今後の社会教育には、すべての住民に地域社会の構成員として社会参加を促し、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられています。

アンケート調査の結果では、本市の学習環境は、生涯学習に関する情報が充実しているの項目で「そう思わない」の割合が高くなっています。

一方で、生涯学習に関して知りたい情報は、「開設されている講座・教室の情報」「利用できる施設の場所・時間などの情報」「講演・展覧会などのイベントの情報」などが挙げられています。

誰もが主体的に学べる生涯学習社会の創造に向けては、行政が一体となって市民の生涯学習を推進することが重要です。生涯学習情報を市民が気軽に入手して活用できるよう、多様な情報提供を進めるとともに、特に、ICTの進展・普及により、タイムリーな情報発信・入手が求められていることから、効果的な情報収集・情報発信の方法を研究し、総合的な情報発信体制の整備が必要です。

第1章

第2章

第3章

第4章

4-2 基本方針

第5章

資料編

① 生涯学習推進体制の充実

【方向性】

市民の地域課題解決への取組を支援するため、関係機関や団体との連携・協働を進め、「西東京市生涯学習推進指針」に基づく生涯学習の推進を図ります。

● 取組事業

■ 生涯学習関係部署のネットワーク化 〔社会教育課〕

それぞれの行政課題に沿った普及啓発事業のほか、生活課題、地域課題等に対応するための学習機会等を提供する部署をネットワーク化し、生涯学習の推進を図ります。

■ 地域の関係機関・団体との連携・協働 〔公民館〕

市民の地域課題解決の取組を支援し、社会の変化に対応した多様な学習機会を提供するために、地域の関係機関・団体との連携・協働による公民館事業の実施に努めます。

【関連するSDGsのゴール】



② 生涯学習情報を提供する体制の整備

【方向性】

ソーシャルメディア※をはじめ、市広報紙や図書館だよりなど様々な媒体を活用し、市民への生涯学習情報の発信に努めます。

● 取組事業

■ 生涯学習及びイベント情報の提供 [社会教育課、公民館、図書館]

生涯学習情報に対する市民のニーズに応えられるよう、生涯学習及び生涯学習に関連したイベントの情報について、様々な広報媒体を活用し情報発信に努めるとともに、市民が気軽に入手して活用できるよう、効果的な情報発信の方法を研究します。

※ソーシャルメディア：市公式ウェブサイト（市ホームページ、図書館ホームページなど）や市公式SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE、YouTube）のこと。

【関連するSDGsのゴール】



方向 3 「学び」が実践できる地域の学習資源の活用

めざす姿

- ① 公民館機能の充実を図ります。
- ② 図書館機能の充実を図ります。
- ③ 文化財の保存と活用の充実を図ります。

【現状と課題】

本市の公民館や図書館は、社会教育施設として、市民の多様な学習ニーズに応え、様々な学習機会や学習支援サービスを提供しており、市民の学習活動の拠点としての役割を果たしています。

アンケート調査の結果では、本市の学習環境は、青少年、一般市民ともに、図書館の利用のしやすさが評価されています。

一方で、図書館の利用は、この1年間において「利用したことはない」の割合が青少年、一般市民とも5割を超えて、前回調査と比較しても増加しており、さらに、図書館サービスの認知度についても、前回調査と比較すると「知っているものは1つもない」の割合は青少年、一般市民ともに増加しています。

今後は、公民館や図書館事業に関する、情報提供の方法などを工夫していくことが必要です。

また、文化財は、地域の歴史や文化の理解のために欠くことができないものであり、将来に向けた文化力向上のための基礎となる「生きた教材」です。

市内には、国史跡下野谷遺跡をはじめとして多数の文化財があり、これまでも、文化財指定制度や「西東京市文化財保存・活用計画」に基づく取組を行ってきました。

今後については、必要に応じて修理・修繕を行いながら保存を図るとともに、安全かつ利用しやすい環境整備に努めることが重要です。さらに、下野谷遺跡が地域の誇りとなるように、ホームページや郷土資料室での展示などにより、その価値と魅力をPRすることが必要です。

① 公民館機能の充実

【方向性】

本市における社会教育の核となる施設・機関として時代や社会の変化に対応できるよう公民館機能の充実を図り、利用しやすい施設運営に取り組みます。

● 取組事業

■ 市民活動団体への支援・相談〔公民館〕

公民館を拠点として活動する市民団体に対し、活動支援や相談を行うとともに、団体相互の関係づくりの機会を提供します。

■ 市民の主体的な学びの支援〔公民館〕

市民の潜在的学習ニーズや地域課題の把握に努め、共同の学びの場を提供します。

【関連するSDGsのゴール】



2 図書館機能の充実

【方向性】

本市の図書館は、市民一人ひとりが自ら学び、考え、成長し、自らの責任で行動するために必要な知識と情報を分け隔てなくすべての市民に提供する公共サービス機関です。時代や社会の変化に適応した質の高いサービスを積極的に提供するため、必要な人材の確保・育成を行い、利用しやすい環境の整備に努めます。また、今後の西東京市図書館における中央館と地域館の役割・機能等を踏まえながら、図書館サービスの充実を目指します。

● 取組事業

■レファレンスサービス（調べもの支援）の充実〔図書館〕

紙・デジタル資料、オンラインデータベース等多様な情報源の提供に取り組みます。調べ学習の支援や講習会の実施を通じて、資料の有効活用と市民一人ひとりの「調べる力」の向上を支援します。

■ヤングアダルト（YA）サービスの充実〔図書館〕

ノンフィクション資料の充実を継続するとともに、来館の少ないヤングアダルト（YA）世代に向けて調べ学習に役立つ調べ案内（パスファインダー）を作成し、活用できるようにします。また、YA読書会など、読書の楽しみを他者と共有できるイベントを開催し、読書の楽しみを深めます。さらに、学校司書と連携し、中学生の調べ学習の協力・サポートを行います。

■西東京市^{ゆかり}縁の人物の著作や関連資料・情報の収集と発信〔図書館〕

図書館が収集している西東京市^{ゆかり}縁の人物の著作や関連資料・情報を更新し、随時図書館ホームページに公開します。また、収集した資料の活用を促すために様々な企画を行います。

■地域・行政資料の電子化とその公開に向けた取組〔図書館〕

電子化資料を精査し、公開における適切な形式と方法を検討し、公開資料の充実を目指します。

■図書館サービスの拡充 〔図書館〕

教育・地域交流・子育て支援等の多分野において図書館司書によるアウトリーチ型連携事業を実施します。

■図書館構想の実現に向けた取組 〔図書館〕

生涯学習に対する市民のニーズに応えるためには、すべての世代にとって魅力ある地域の情報などが蓄積された知の拠点として、一層利用しやすい環境を目指す必要があります。中央館と地域館の役割・機能等を踏まえながら、図書館構想の実現に向け検討を進めます。

【関連するSDGsのゴール】



③ 文化財の保存と活用の充実

【方向性】

「西東京市文化財保存・活用計画」の基本理念「縄文から未来につなぐ文化財 守りはぐくむ、ふるさと西東京市」の下、まちの魅力を広く発信し、未来を創る子どもたちに貴重な文化財を継承していくための取組を行います。国史跡下野谷遺跡については、市の文化財保存・活用の重点施策として、「史跡下野谷遺跡保存活用計画」に基づく取組を行います。

また、市ホームページや郷土資料室の展示等により、下野谷遺跡の価値と魅力を引き続きPRしながら、地域との協働を意識し、史跡が地域の誇りとなることを目指します。

● 取組事業

■文化財資料の調査・研究 〔社会教育課〕

市内にある文化財を把握するとともに、整理、記録、資料のデジタル化等により、その所在と価値を明らかにします。また、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに総合的に捉えて新たな価値付けを行い、一定のテーマの下にわかりやすく伝えていきます。

■文化財の保存・管理の推進 〔社会教育課〕

市内に所在する文化財のうち重要なものを西東京市文化財に指定するなど、保存・管理のための措置を講じます。また、文化財の保存・継承の担い手の育成・支援を進めるとともに、文化財保護制度の充実を図ります。

■文化財の普及啓発及び活用の推進 〔社会教育課、公民館〕

文化財を未来へ継承していくため、その価値や魅力をわかりやすく伝えていきます。市民や市民団体の参画、地域社会との連携により、文化財に親しむ講座やイベント等を実施するほか、学校教育や生涯学習での普及啓発・活用、文化財を活用した地域活性化の取組を進めます。

■文化財の保護環境の充実 〔社会教育課〕

武蔵野の面影を残す歴史的・文化的資源を大切に守るため、まちづくりとの総合調整のほか、市民主体の取組を活性化する仕組みを検討していきます。また、資料の収集・保存、展示、教育普及等の活動を行っている郷土資料室の機能に加え、学習活動や人材育成の拠点となる地域博物館の設置について検討を進めます。

■下野谷遺跡の保存・活用 〔社会教育課、公民館〕

国史跡下野谷遺跡の保存・活用については、市の文化財の保存・活用のモデル的な位置付けとして重点的に取り組みます。史跡を確実に保存していくとともに、学校教育・生涯学習への活用、市民や事業者等との連携のほか、活用促進に向けた整備やガイダンス施設の設置の検討を行います。



竪穴式住居の外観



見学会の様子（竪穴式住居の内部）

【関連するSDGsのゴール】



方向4 「学び」を通じた地域づくりの推進

めざす姿

- ① 学びを通じた地域コミュニティづくりを推進します。
- ② 地域課題の解決に向けた取組を推進します。

【現状と課題】

本市では、公民館や図書館、学校施設等を活用した生涯学習の場の提供とともに、教育・文化芸術事業やスポーツイベント等のほか、事業ごとに様々な啓発事業が行われるなど、多くの生涯学習の機会が提供されており、また、行政以外の多様な主体により数多くの事業も行われています。

アンケート調査の結果では、本市の学習環境は、学習や活動の成果をいかせる機会があるの項目で「そう思わない」の割合が高くなっています。

学びの成果を地域の活動の中で生かすことは、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、新たな学びを求める持続的な学びと活動の循環につながることから、学習した成果を活用する場の提供や、学習成果を生かして活動する市民への支援に取り組んでいきます。

また、今後、地域と連携・協働した事業を実施していくためにも、市民活動団体などとのより一層の連携強化に努め、地域人材の発掘とその育成を推進していくとともに、質・量ともに充実した「学び」を展開し、地域課題の解決への取組や社会の変化に対応した学習機会の提供の促進を図っていくことが必要です。

① 学びを通じた地域コミュニティづくり

【方向性】

共同の学びの成果や学びを通じた人とのつながりを、学校や地域社会に還元するとともに、その成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決型学習」を推進し、「学びと活動の循環の形成」を図ります。

● 取組事業

■ 人と人、団体と団体がつながる機会の提供 〔 公民館 〕

地域のつながりが育まれる契機となるよう、同じ関心領域をもつ市民が出会う学習機会や、様々な活動をしている団体が協力して取り組む事業を実施することにより、地域におけるコミュニティづくりを支援します。

■ 学びの活動の循環の形成 〔 公民館 〕

日頃の活動の成果を地域に還元したり、学びを地域活動につなげたりする市民の取組を支援します。

【関連するSDGsのゴール】



② 地域課題の解決に向けた取組の推進

【方向性】

身近にある様々な学びを通じて、人とのネットワークを育み、広く強くつながりあう力を培うことで、地域課題の解決に向けた地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

● 取組事業

■ 地域課題の解決に向けた支援〔公民館〕

地域課題の解決に取り組む学びの機会を提供することにより、市民の主体的な地域課題解決の取組を支援します。

【関連するSDGsのゴール】



1 計画を推進させるシステム

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表が義務付けられています。

本市では、この報告書に基づき、毎年度、計画において特に推し進める施策（主要事務事業）を掲げ、「取組成果」「自己評価」「今後の課題・改善点」等の項目に分けて詳細な点検・評価を行っています。

本計画において、基本方針や方向が改定されたため、計画を推進させるシステムとして、点検・評価の施策体系図を見直し、本計画の進捗状況について毎年度点検を行い、市民に対する説明責任を果たしていきます。

2 社会状況の変化に柔軟に対応する組織間連携

本市では、令和4年2月に、地域全体で脱炭素社会の実現を目指し、環境負荷の少ないまちを次世代につなぐために、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、オール西東京による「西東京市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

また、本計画では、「教育DXの推進」を全施策推進の横断的な視点として位置付けているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、17の開発目標と本計画の基本方針・方向・施策を関連付けました。

これらを実現していくために、教育委員会では、本計画に掲げる施策や事業以外にも、子どもたちや教育にとって、“いま”必要とされるものが提供できるよう、庁内各部署と連携を図りながら取り組みます。

3 計画の進捗確認指標

教育活動における評価は、必ずしも数値により算定できるものではありません。しかし、教育委員会では、時代を問わず教育に求められるものを「5年後に向けての指標項目」としてアンケート調査項目から抽出・設定しました。この指標項目については、計画期間を超える長期的な視点の下に数値向上を目指していくものと位置付けます。さらに、短期的に繰り返し改善を図る必要があるものについては、文部科学省で統計調査を行う全国学力・学習状況調査、教育委員会において毎年度実施する点検・評価や西東京市基本構想・基本計画に掲げる指標等を参考指標として対応策を講じていきます。本計画では、長期的な観点による指標及び短期的な参考指標を用い、複合的に進捗確認を行います。

5年後に向けての指標項目

指標	実績値 (令和4年度調査)
基本方針1 子どもが未来を切り拓く「生きる力」の育成に向けて	
学校を楽しいと思う児童・生徒・学生の割合	小学生 89.7% 中学生 89.1% 青少年 96.0%
学校で困っていることで「授業がわからない」と回答した児童・生徒の割合	小学生 6.1% 中学生 15.3%
自分に自信のもてるところが「ある」と回答する割合	小学4年生 83.3% 小学6年生 76.2% 中学生 73.5%
1ヶ月に読む本の平均冊数が「0冊」の割合	小学生 10.3% 中学生 21.8%
運動することが「好き」と回答した児童・生徒の割合	小学生 80.3% 中学生 75.4%
基本方針2 子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現に向けて	
いやなことやつらいことがあったときに相談できる人が「いる」と回答した割合	小学4年生 84.7% 小学6年生 87.5% 中学生 88.7%
子ども一人ひとりに応じた支援として、教育委員会が設置している場所や人について、「知っているものがない」と回答した割合	一般市民 47.9% 青少年 18.3%
基本方針3 学校・家庭・地域で「ともに育む」教育環境の充実に向けて	
地域の大人が自分を見守っていると「感じる」と回答した児童・生徒の割合	小学生 68.7% 中学生 53.3%
学校の登下校時に危険な思いをしたことがある割合	小学生 19.6% 中学生 20.1%
地域の子どもたち（小・中学生）と接する機会が「ある」と回答する割合	一般市民 27.5%

指標	実績値 (令和4年度調査)
基本方針4 多様な「学び」と「つながり」を通じた生涯学習の推進に向けて	
生涯学習を行うにあたり困った点として、「開催されている講座や、利用できる施設などがわからない」、「身近なところに学習や活動の場がない」と回答した割合	一般市民 51.9% 青少年 31.7%
この1年間に公民館を利用したことがなく、その理由が「利用の仕方がわからないから」と回答した割合	一般市民 21.2% 青少年 15.8%
図書館のサービスについて、「知っているものは一つもない」と回答した割合	一般市民 34.2% 青少年 25.0%

※指標項目は西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）の基本方針に基づく

※実績値は令和4年度に実施した西東京市教育計画策定のためのアンケート調査報告書に基づく

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

資料編

1 用語解説

【あ 行】

ICT ……………P8、18、19、30、32、33、35、88

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略で、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術のこと。

生きる力 ……………P12、19、21、22、26、27、28、31、101

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力のこと。

OJT ……………P55、56

On the Job Training の頭文字をとったもの。職場内で行われる指導手法の一つ。

オリンピック・パラリンピック教育 ……………P20

2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育を推進し、次世代を担う子どもたちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身に付けさせ、大会後も無形のレガシーとして引き継いでいくための教育活動のこと。

【か 行】

学年教育アシスタント ……………P74

小学校の第1学年から第3学年までについて、授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために配置する副担任相当の業務を担う会計年度任用職員。

学校2020レガシー ……………P45

各学校が、共生社会の実現等に向けて、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も長く続けていく教育活動

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

カリキュラム・マネジメント ……P65、73

児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

キャリア教育 ……P34

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

教育支援アドバイザー ……P20、47、52、53

市立小・中学校を巡回し、児童・生徒の個に応じた教育支援に関する助言を学校に行う専門家で、臨床心理士、特別支援教育士などがあたる。

教育支援コーディネーター ……P20、47、48、49、59

各学校の教員で、学校内の関係者や外部機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーターの役割を担う。

教育支援システム ……P22、48、49

児童・生徒一人ひとりの「個に応じた支援」を校内で進めていくため、各学校の教員が入力、作成、閲覧、共有できる本市独自のシステム。児童・生徒に関する“気づき”を記録する一覧表、個別の教育支援計画、個別指導計画を効率的に作成することができる。

教育支援センター（適応指導教室） ……P52、53

様々な理由から学校に登校していない市内在住の小・中学校の児童・生徒に対し、社会的な自立に向けた支援を行う場所。「スキップ田無教室」と「スキップ保谷教室」の2か所を開設している。

ケース会議 ……P21

児童・生徒に関わる解決すべき問題・課題のある事例を、個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め、対応策を考える会議のこと。

校務支援システム ……P22、75

情報の共有化や校務の効率化を目的に学校や児童・生徒に関する様々な情報の管理をシステム化したもの。

合理的配慮 P79

「障害者の権利に関する条約」第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個に応じた教育 P20、22、28、47、50、52、53

P. 53 のコラム参照。

個別最適な学びと協働的な学び P32、33

P. 33 のコラム参照。

個別指導計画 P20、48、49、52

個別の教育支援計画を基に、校内におけるより具体的な指導、支援の内容、期間等を記入する書式。

個別の教育支援計画 P20、48、49、52

“気づき”を基に具体的な支援策を選び、他機関と連携した内容や保護者との相談内容を記録する書式。

コミュニティ・スクール P9、13、23、29、63、64、66、69、77、78

P. 66 のコラム参照。

【さ 行】

持続可能な開発のための教育（ESD） P28、31、36、37

環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な社会 P22、26、27、36、37

将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

下野谷遺跡 P3、25、91、95、96

南関東屈指の規模を誇る、縄文時代中期（4～5千年前）の大集落遺跡で、平成27年に一部が国史跡に指定された。住居や倉庫がお墓のある広場を環状に囲むムラが隣接して複数あり、石神井川流域の拠点となる集落であったと考えられている。一部は下野谷遺跡公園として整備され、地下には遺跡が保護されている。

社会的包摂 P47

社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を包み込み、誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと。

就学支援シート P22、 57

未就学児が小学校への入学後、充実した学校生活を送ることができるように、保育園や幼稚園などの就学前機関が、子どもに必要と思われる支援や配慮する事項などについて、保護者とともに作成し、小学校などに引き継ぐシートのこと。

生涯学習社会 P88

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」(教育基本法第3条・生涯学習の理念より)のこと。

小中一貫教育 P22、 77、 78

P. 78 のコラム参照。

情報モラル P8、 19、 35

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

情報リテラシー P8、 84

情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のこと。

食育 P44、 46

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」(食育基本法前文より)こと。

スクールアドバイザー P60

児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、学校に助言を行いながら、関係機関と連携を図る。また、いじめの第一報を受けるなど、学校の対応について支援を担う元校長などの職名のこと。

スクールガード・リーダー P71

学校の安全・防犯に関する専門的知識を有した地域安全巡回指導員のこと。各市立小学校が主催する学校安全連絡会において、学校の安全管理体制の点検を行うとともに、学校と保護者・地域が連携した安全管理の在り方について指導・助言を行う。

スクールカウンセラー P50、 58、 59、 60

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教員や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士が当てられる。

スクールソーシャルワーカー ……P21、50、52、55、58、60

子どもが生活の中で直面する学校内では解決しにくい困難に対して、関係機関と連携を図りながら、個人及び環境などの課題の背景に働きかけることにより、解決に向けた支援を行う専門家。

ソーシャルメディア ……P90

市公式ウェブサイト（市ホームページ、図書館ホームページなど）や市公式SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE、YouTube）のこと。

【た 行】

地域学校協働活動 ……P9、63、64、66、69、71

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指し、社会教育法第5条第2項に規定されている。

ティームティーチング ……P33

一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX） ……P2、18、28、29、30、100

IT（情報技術）を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務のあり方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、又はそうした取組のこと。

特別支援教室 ……P13、20、52、53、62

通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする、主に発達障害のある児童・生徒を対象として、教員が巡回指導することで、在籍校で特別な指導が受けられるようにするための教室のこと。

特別の教科 道徳 ……P41

学習指導要領が改訂され、これまでの道徳の時間が教科化され、「特別の教科 道徳」となった。この教科化により、他の教科と同様、授業において検定教科書を使用するとともに、児童・生徒の学習状況などに関する評価が行われている。

【な 行】

西東京ふるさと探究学習 ……P29、43、63、65、77

P.43のコラム参照。

【は 行】

パスファインダー P93

テーマごとに資料、文献、情報や解説等を収集・蓄積したデータ集。

VUCA P2

Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)の頭文字。

副籍制度 P23、70

P.70のコラム参照。

不登校・ひきこもりセーフティネット事業 P53

学校に登校していない18歳までの児童・生徒等と保護者が、居場所などで利用できる不登校ひきこもり相談室「ニコモルム」と、学校に登校していない小・中学生のうち、継続した支援につながっていない児童・生徒を適切な支援につなぐ場などとして利用できる体験フリースペース「ニコモテラス」を開設し、不登校の段階に応じた支援を行う事業。

【ま 行】

マルチメディアダイジー P20、83

音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ(同期)して出力され、読み上げているフレーズの色が変わり(ハイライト機能)、どこを読んでいるのかが一目でわかる。通常の書籍を読むことが困難な学習障害・発達障害・知的障害・上肢障害・視覚障害・寝たきりの人等様々な人が利用できるデジタル図書のこと。

メタバース P30

ユーザー間で「コミュニケーション」が可能な、インターネット等のネットワークを通じてアクセスできる、仮想的なデジタル空間。

【や 行】

ヤングアダルト(YA)世代 P93

子どもと大人の狭間の世代。西東京市図書館では、13歳から18歳を対象とした青春期特有のテーマである、友情、恋愛、自立、職業、生き方等を扱った読み物、絵本、ノンフィクション等を中心に様々な分野の本を収集している。

ユニバーサルデザイン P50、81

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」という意味をもつ。すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

【ら 行】

レファレンスサービス（調べもの支援）P93

利用者の研究や調査のため、どのような資料（紙、デジタル資料、オンラインデータベース等）を使えばよいのかを案内するサービスのこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

2 西東京市教育計画策定懇談会等開催経過

(1) 西東京市教育計画策定懇談会開催の経過

開催日	回数	主な検討内容等
令和4年7月15日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市教育計画策定の趣旨等について 西東京市教育計画策定のスケジュール 教育行政に関する国及び東京都、西東京市の動向
令和4年8月26日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定における市民意識調査（アンケート調査）の調査項目について 計画策定におけるヒアリング調査の実施について
令和4年10月20日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市の教育について（点検評価報告書による取組の報告） 計画策定におけるヒアリング調査の実施について 計画策定におけるワークショップの実施について
<p>（アンケート調査の実施） 令和4年11月4日～11月22日 小学生調査、中学生調査、青少年調査、一般市民調査</p> <p>教員調査 令和4年12月12日～令和5年1月11日</p>		
<p>（教育関連施設・団体ヒアリングの実施） 令和4年12月～令和5年3月 社会教育に関する施設・団体、教育に関する施設・団体、子育て・子育て支援に関する施設・団体、特別な支援を必要とする子どもたちに関する団体・事業所 他</p>		
令和5年1月23日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定におけるアンケートの単純集計（速報）について 計画策定におけるヒアリング調査の実施状況（中間）について 次期西東京市教育計画に向けた重点項目について
令和5年2月13日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> 西東京市教育計画（令和6～10年度）の体系・骨子（案）について
令和5年5月12日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査等実施報告について 次期教育計画の体系・骨子（案）について
令和5年6月23日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> 次期教育計画の体系について
令和5年7月24日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> 次期教育計画の体系について 次期教育計画素案（第1章～第3章）について
令和5年8月25日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> 次期教育計画の想定される施策と取組事業について
令和5年10月10日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> 次期教育計画素案について パブリックコメントについて

開催日	回数	主な検討内容等
(パブリックコメントの実施) 令和5年12月11日~令和6年1月10日 提出結果 5人 15件		
(ポスター展示) <ひばりが丘図書館> 令和5年12月26日 <アスタセンターコート> 令和5年12月27日 ※ポスター展示の際に、興味・関心のある基本方針にシールを貼ってもらいました。 合計41枚 [基本方針1] 15枚 [基本方針2] 12枚 [基本方針3] 4枚 [基本方針4] 10枚		
令和6年1月29日	第11回	・パブリックコメントに係る報告について ・次期教育計画案について

第1章

第2章

第3章

第4章

基本方針

第5章

資料編

3 西東京市教育計画策定懇談会委員名簿

任期 令和4年7月15日から教育長に提言する日まで

選出区分	氏名
学識経験者	種村 明頼
西東京市立学校の児童及び生徒の保護者	竹之内 あかね
	落合 敏明
公募による市民	瀬沼 洋子
	竹田 隆次
市立学校の校長	小林 宏
	宮本 尚登 (～令和5年3月31日)
	澤井 稔 (令和5年4月1日～)
特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者	菅野谷 拓美
西東京市社会教育委員	川原 健太郎
西東京市公民館運営審議会委員	西原 みどり
西東京市図書館協議会委員	鈴木 綾
その他教育長が委員として適当と認めた者	小林 正和
	荘 祐紀子

(敬称略)

4 西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員13人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 1人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に提言を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成29年7月1日要綱）

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

表紙掲載写真

				①
			②	③
		④	⑤	⑥
	⑦	⑧	⑨	⑩
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮

- ①タブレット端末の活用
 - ②学校応援団の活動（飼育ボランティア）
 - ③ふるさと探究学習（田無駅前ペDESTリアンデッキでの清掃活動）
 - ④まちなか先生（図書館にある郷土の紙芝居の実演）
 - ⑤子どもワークショップ
 - ⑥学齢期の子どもがいる人のための講座
（ココロとからだを育む「生と性」親子のおはなし）
 - ⑦まちなか先生（縄文のムラ したのや 下野谷遺跡を知ろう！（フィールドワーク））
 - ⑧まちなか先生（ハンディキャップサービス※ってなあに？）
 - ⑨学校応援団の活動（働く人の話を聞く会）
 - ⑩タブレット端末を活用した授業の様子
 - ⑪通学路合同点検
 - ⑫めぐみちゃんメニュー（旬やさいのどん汁（写真右下））
 - ⑬まちなか先生（縄文のムラ したのや 下野谷遺跡を知ろう！（インタビュー））
 - ⑭放課後子供教室（バスケットボール教室）
 - ⑮見学会の様子（竪穴式住居の内部）
- ※ハンディキャップサービス：様々な環境や理由によって通常の図書館利用が難しい人に対してサービスを提供すること。

西東京市教育計画（令和6年度～令和10年度）

令和6年3月

発行 西東京市教育委員会

編集 西東京市教育委員会 教育部教育企画課

〒188-8666

西東京市南町五丁目6番13号（田無第二庁舎）

TEL：042-464-1311（代表）

FAX：042-420-2891

ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

メールアドレス kyouiku-k@city.nishitokyo.lg.jp

